

個人情報保護委員会ヒアリング

資料 2024.11.21 (木) 15:00～



個人情報保護制度の現状と課題 ー 令和6年3年ごとに見直しに向けて

鈴木 正朝 (すずき まさとむ)

新潟大学 法学部/大学院現代社会文化研究科 教授
一般財団法人情報法制研究所 (JILIS) 理事長



NIIGATA
UNIVERSITY

一般財団法人 情報法制研究所
JILIS

1

課題

デジタル社会の個人情報保護法の問題を認識し、 どう課題設定し、どう解決するか？

【問題1】①自動走行車のセンサー歩行者（病人等）映り込み問題、②生成AIのスクレイピングの病歴取得など**要配慮個人情報**の同意取得問題



【課題1】処理対象としないのに本人拒否の機会が必要か？

【解決策1】**個人データ処理**中心の規律（→処理情報中心の義務規定に改正）

【問題2】医療健康データの分析（医療AI・創薬）のための二次利用における**同意不要**の理論的基礎の明確化



【課題2】統計量に集計して分析したりモデリングに用いるだけなのに本人同意が必要か？

【解決策2】**統制された非選別**利用（→個人情報法の適用なし Cf.統計法、EHDS）

【問題3】①こども見守りデータの要保護世帯選別アルゴリズム、②教育データの個別最適化アルゴリズム（プロファイリング）の**適切性確保**問題



【課題3】現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるか？子どもの権利利益を保護できるか？

【解決策3】**評価・決定の適切性確保**（→基本原則・規定の新設）

GLOCOM提言2頁一部修正 <https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

2

2

現状の実務対応

- (1) 同意重要と主張しながらの（院内掲示のような）「同意の形骸化」
- (2) （自己情報コントロール権説を支持ながら医療データの二次利用の議論では）要配慮個人情報や固有情報に該当しても「オプトアウト」容認というご都合主義
- (3) 調整法理不在の「保護と利用のバランス」論
 - ・表現規制におけるプライバシー権との比較衡量と同じと考える
 - ・内心の推知の問題と捉えても利益衡量論容認の危うさ
- (4) 「公益」だから適法の撫で斬り理論
- (5) 何をもって正当と考えるかの原則・判断基準（実体的規律）が不明なまま語る「legitimate interest」（正当事由）
- (6) 吟味もなく重み付けもなく思いつく考慮事項を並べての「総合的評価」

3

3

3年後見直して議論すべき事項

1. 公民一元化1.0（2021年改正）
 - ・法典の一元化と権限の一元化（個人情報保護委員会） cf. 定義、義務規定
2. 公民一元化2.0（今後の見直し課題）
 - ・定義規定（2条、16条・60条）と義務規定（第4章・第5章）の一元化の議論へ
- (0) 目的・制度趣旨
 - ・公的部門：文書に記録された個人情報の保護
 - ・民間部門：データベースから離れた裸の個人情報の保護
 - 対象情報の保護から自然人の保護へ
 - 個人データ処理によるデータ対象（自然人）に対する評価・決定の適切性が確保されること
- (1) 主体
 - ・民：「個人情報取扱事業者等」、公：「行政機関等」、規律移行法人
 - Controller・Processorモデルの採用へ * 共同利用の整理
- (2) 客体
 - ・「個人情報」（散在情報＋処理情報）
 - 処理情報（個人データ）へ
 - ・民：「個人情報データベース等」、公：「個人情報ファイル」
 - 「個人データファイル」（脱公文書）へ
- (3) 行為
 - ・「取扱い」→ 処理（processing）へ

4

4

1. 個人情報保護法の 目的(1条)の明確化

5

個人情報保護法 2021(令和3)年法

第一条 (目的)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

6

6

個人情報保護法の法目的（直接的な目的）

Q1.「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（1条）とあるが、両者の関係をどう理解すべきか？

A1. 対等説：「個人の権利利益」の保護と「個人情報の有用性」の配慮と両者の価値を対等に捉えて、その調和を図る立場（岡村説）

→両者の調整の理論、比較衡量の考え方が問われる。

A2. **主従説**：「個人の権利利益」の保護を主とし、配慮事項である「個人情報の有用性」を従として、両者の調整を図るが、あくまでも法目的は「個人の権利利益」の保護であるとする立場（宇賀説←森亮二弁護士支持）

→「個人の権利利益」の内容が問われる。

●「個人の権利利益」の保護を前提に「個人情報の有用性」を図る（鈴木説）

（両者の調整・バランス論を否定する。）

→「個人の権利利益」の内容が問われる。

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

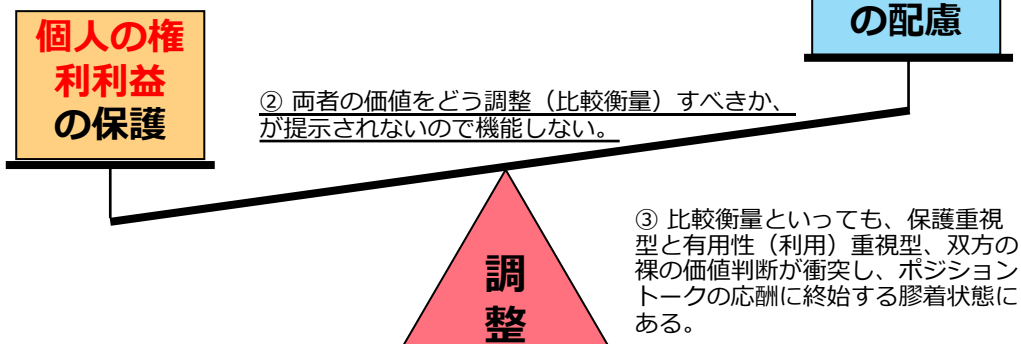
7

7

「個人の権利利益」の保護と「個人情報の有用性」の配慮との調和（バランス）が重要といわれるが、どう調整するのか？

ー シーソーや天秤の絵を示してバランス重要で誤魔化しては問題解決はできない。

- ①「**個人の権利利益**」とは何か、わからない。
（プライバシーの権利の保護では漠然としている）



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

8

8

法目的の明確化：「個人の権利利益」の保護とは何か？

難題X（抽象的な概念である「個人の権利利益」の保護）を、条文の文言から離れ、
難題Y（多義的な概念である「プライバシーの権利」の保護）に置き換えているだけ。
→ 従って、次に「プライバシーの権利」とは何か？の問題となり解明できず混乱する。

（1）憲法及び民法（不法行為法）の通説的理解から説明する立場（下記①＋②）

- ① ひとりで放っておいてもらう権利（消極的権利）
- ②-a 自己情報コントロール権説（積極的権利）（佐藤幸治説）
- ②-b 情報自己決定権説（積極的権利）（山本龍彦説）

（2）「個人データ」保護法の法目的から説明する立場（下記②を中心に①と③）

（参考）1988（昭和63年）法：「行政機関における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」

- ① 「個人の秘密が公開されないこと」
- ② 「**誤った又は不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと**」
→1988（昭63）年法では、データによる決定利用の問題に着目していた。
- ③ 「自己の情報を知ること」

総務庁行政管理局「逐条解説個人情報保護法」（第一法規、1991）41頁

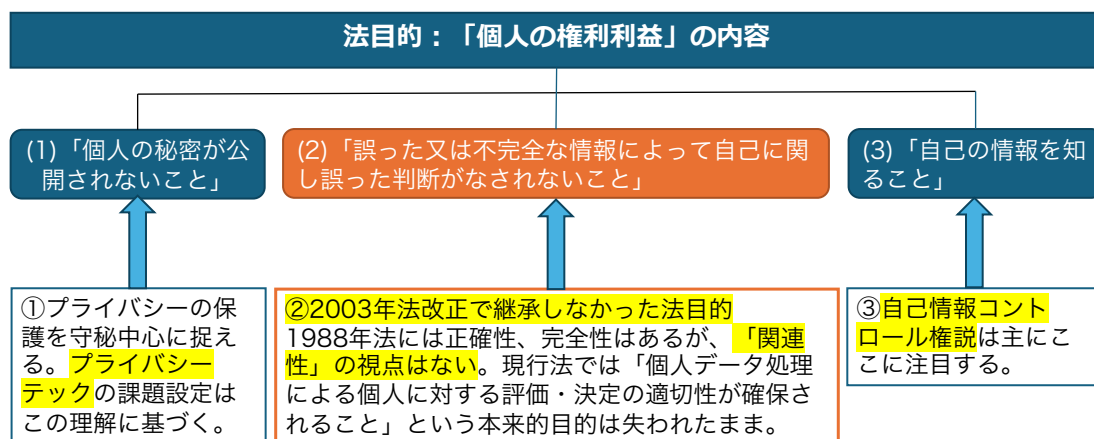
Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

9

9

「個人の権利利益」とは何か？

－ 1988(昭和63)年法の起草者解説の確認



* 上記(1)～(3)は、総務庁行政管理局『逐条解説個人情報保護法』（第一法規、1991）65頁参照。

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

10

10

個人情報保護法の法目的（直接的な目的）

Q2. 「個人の権利利益」の保護とは、「個人情報」を保護することか、個人データの濫用から個人（自然人）を保護することか？

- **A1.** 「情報」保護説：対象情報を保護することが、個人（自然人）の権利利益の保護となるという考え方
 - 固有情報の保護（佐藤幸治）、PIIの保護（Daniel J. Slove）
 - 公的部門は、文書管理法制（公文書への記録情報）
- **A2.** 「個人（自然人）」保護説：データ処理の濫用から個人（自然人）の権利利益を保護する考え方（高木、鈴木）
 - 個人データ処理による自然人に対する評価・決定の適切性確保
 - 統制された非選別利用（→個人データの有用性）
 - 金塚彩乃「体温自動測定 GDPR 違反コンセユデタ判例解説」68-78頁，情報法制研究11号（2022）https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/11/0/11_68/_article/-char/ja

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

11

11

個人情報保護法 2021(令和3)年法

第16条（定義）

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、**個人情報データベース等**を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

* 法目的は「デジタル社会」を背景として定めており、規制の対象事業者である「個人情報取扱事業者」は、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」として、処理情報中心に定義している。

12

12

2. 個人情報の定義 ー 1つの条文・2つの解釈

ケーススタディ1 電子カルテ事例

13

体温自動測定GDPR違反コンセイユデータ判例

2020 年6 月26 日決定

1. 事実の概要

小学校の入り口には、移動式の体温測定カメラが置かれ、そのカメラを操作する人がすぐそばにあり、学校の中に入るためには体温測定が必要であるとともに、カメラには、人の形をした画像と計測された体温が表示されるとともに、固定式カメラの場合と同様、平均体温との差が許容範囲の場合には緑の四角が示され、異常値の場合には赤い四角が表示され、異常の場合には直ちに学校を離れなければならないこととされていた。

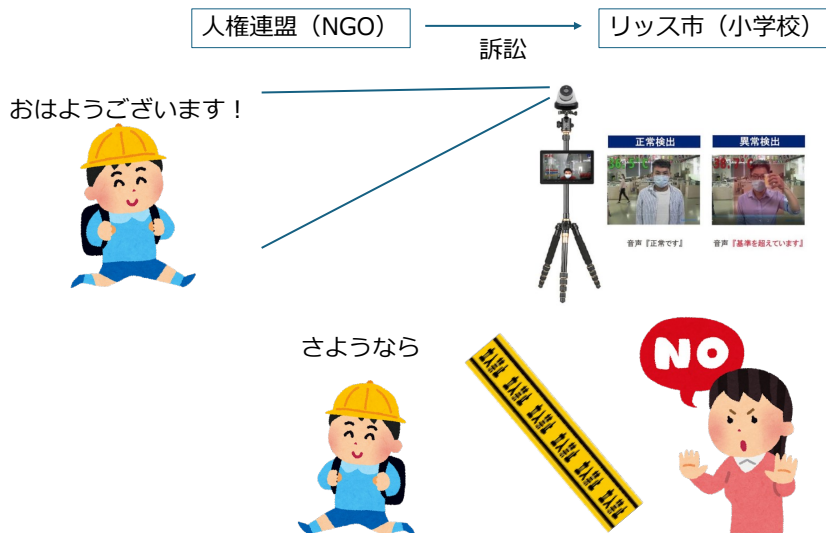
以下、金塚彩乃「体温自動測定 GDPR 違反コンセイユデータ判例解説」68-78頁、情報法制研究11号（2022https://www.jstage.jst.go.jp/article/alis/11/0/11_68/_article/-char/ja

14

14

体温自動測定GDPR違反コンセイユデータ判例

2020 年6 月26 日決定



①門前の担当者が児童を誘導し体温計測を促す。

②登校した児童の体温測定

③測定された体温と平均体温との差を計算して平均体温との比較で異常値（高熱）を示すか否かを表示する（自動処理）

④門前の担当者が確認
・異常表示なし＝入構許可
・異常表示あり＝入構禁止

⑤入構禁止の児童の就学の自由に介入一連の処理をGDPRを適用なく市（小学校）が実施し、私生活尊重の権利を侵害した。コロナ禍でも許容されない。

15

体温自動測定GDPR違反コンセイユデータ判例

2020 年6 月26 日決定

2. 判旨

下級審（2020 年5 月20 日付ヴェルサイユ地方裁判所）の決定は、リッス市の小学校に設置された移動式体温測定カメラの利用についての人権連盟の請求を棄却した部分に関し取り消す。リッス市に対し、市の小学校に設置した移動式対応測定カメラの利用停止を命じる。

その他の人権連盟の請求は棄却する。本決定は人権連盟及びリッス市に通知される。

* 本判決の意義と中心的論点

コロナ禍という「公衆衛生上の危機は、GDPR 上の権利の侵害を肯定しないという原則をコンセイユデータが確認したもの」（前掲金塚論文70頁）。

本決定の中心的論点は私生活の尊重の権利を具体化するGDPR の違反があるか否か（同72頁）

16

16

3. 論点と判旨

体温測定カメラによる体温測定がGDPR4条に定めるデータの収集と利用に該当するか？

① 単に体温を測定するだけであれば、それは自動化された処理とは言えないが、測定された体温と平均体温との差を計算し、平均体温との比較で異常値を示すか否かを表示することは、GDPR2条が定義する個人データの自動処理に該当すると判断。この者が、そのデータに基づき、一定の対応を決定する場合は、GDPR4条に定めるデータの収集と利用行為を行うものに該当すると判断した。

測定された体温という情報が個人データに該当するか否か？

② データそのものから個人の特定ができないとしても、データ取得の状況からは誰の体温であるかということが当然分かることになるため、処理の対象となるデータは個人データになると判断。

③ この処理が、特定可能な人についてのものであり、ある特定の疾患に関して健康状態の重要なパラメータの状態を評価することを目的とする場合には、健康状態に関するデータの処理に該当すると指摘。
(前掲金塚論文69頁参照)

17

3. 論点と判旨

健康情報というセンシティブ情報に該当する個人データの処理は、GDPR9条に基づき、

- ①それを必要とする公益を明示し、適切な権利保護を予定した法律による場合、
- ②守秘義務を負う医療従事者による予防的対策として行われる場合であり、かような政策を定める法律が存在する場合、
- ③本人の同意がある場合以外は禁止されると指摘、

本人の同意については、GDPR7条に基づき、自由に、明示的に、個別に与えられ、撤回可能で追跡可能なものと指摘し、本人の同意については、GDPR7条に基づき、自由に、明示的に、個別に与えられ、撤回可能で追跡可能なものでなくてはならない。

- ④未成年に関しては、GDPR8条の要件を満たしたものでなければならない。
(前掲金塚論文69頁参照)

GDPR35条の影響評価が不可欠であったが、その影響評価が実施されていない時点において、個人データの処理は違法の評価を免れないと判断。
(同70頁参照)

18

日本の典型的な反応

1. 個人情報該当性

「体温」は個人情報かと考えて驚愕する。対象情報の性質論に集中した判断を行う。対象「情報」を守って人間（自然人）の保護に留意しない。その前提には、「情報の保護＝自然人の保護」という予断がある。法目的の無理解である。

2. GDPRとの違いを指摘

GDPRには「自動処理」を対象とする規定があるが日本法にはそうした規定はなく、本件は「自動処理」を適用対象とすることによる結果であるとする理解。

一方、そもそも「自動処理」を問題視する趣旨に思い至らない。日本法においては「体系的構成」を求める理由、照合性において提供元基準を採用する理由、処理情報と散在情報を区分してきた理由がいずれもわからない。また、「個人に関する情報であって」が空文化している問題、その理由、本来の機能もわからない。条文の違いを形式的に指摘するに止まり本質的議論ができない中での指摘、批判である。

19

19

日本の典型的な反応

3. コロナ対策という公益性への配慮の欠如

日本の一部には、コロナ禍の緊急対応として是認されるべきという価値判断が支配していたが、フランスのコンセイユデタは、むしろコロナ禍という公衆衛生上の危機にあっても、児童の教育機会など私生活の尊重の権利が守られなければならない、GDPR上の権利の侵害は緊急を理由に肯定されないという原則を確認している。

体温確認がコロナ対策にどのように効果的かという科学的検証の欠如とGDPRによる点検もなく実行したことが批判された。GDPRを遵守し政策効果が認められるならば再度実施することは可能であろう。

なお、フランスの裁判所はコロナ禍で行政の権力濫用と不作為に果敢に介入して、行政とともに対応に邁進した。日本の裁判所がコロナを理由に裁判所を閉めたほか以外みればべき対応をせず行政に一任したままというのと明確な対照をなしている。憲法、制度の違いを踏まえてもなお、その消極主義は極端な状況にあることを認識すべきだろう。

20

20

日本法の問題点、留意点

1. 主体的要件の欠如

Controller Processorモデルがなくて大丈夫か？

2. 対象情報の定義の曖昧さ

デジタル社会におけるコンピュータの脅威が立法事実なのに、なぜ処理情報中心ではなく文書管理や守秘が前面に出て散在情報まで射程に広げるのか？

3. 行為

なぜ、processing（処理）ではなく、「取扱い」なのか？

* コンセユデータの決定は、日本法における「体系的構成」すら求めている。

「データ」処理による評価、決定の妥当性を問題視している。

ここでprocessingの意味が重要となる。

21

21

個人情報保護法 第1章（基本法）（令和3年改正）

第2条（定義）：「個人情報」

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**

二 個人識別符号が含まれるもの

22

22

「個人情報」該当性判断における解釈のばらつき

ある病院Xの保有する電子カルテのデータベースから特定のデータ項目に記録されているデータをある機関Y（第三者）に提供する場合を想定しよう。次に示すカルテデータの一部は「個人情報」に該当するか？

Q1 コロナ患者の氏名、生年月日、性別等（典型的個人情報）○

Q2 コロナ患者のカルテ番号のみ

Q3 コロナ患者の2週間分の体温、血圧、脈拍、体重等のデータセット
①識別子あり（継続的提供）、②識別子なし（1回提供）

Q4 コロナ患者のレントゲン・臓器等画像データ

Q5 コロナ患者総数と男女別・生年の年代別データ（統計データ）×

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

23

23

個人情報の定義における照合性の解釈

～情報公開法と個人情報保護法両輪型の解釈（モザイク・アプローチ）

「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

「ある情報を他の情報と組み合わせることによって、不開示規定により守られるべき不開示情報が認識されるかを判断することをアメリカではモザイク・アプローチ・・・、イギリスではジグソー・アプローチという。

行政機関電算処理個人情報保護法二条二号と同様、本条においても、「他の情報と容易に照合することができ」るものとなっている。

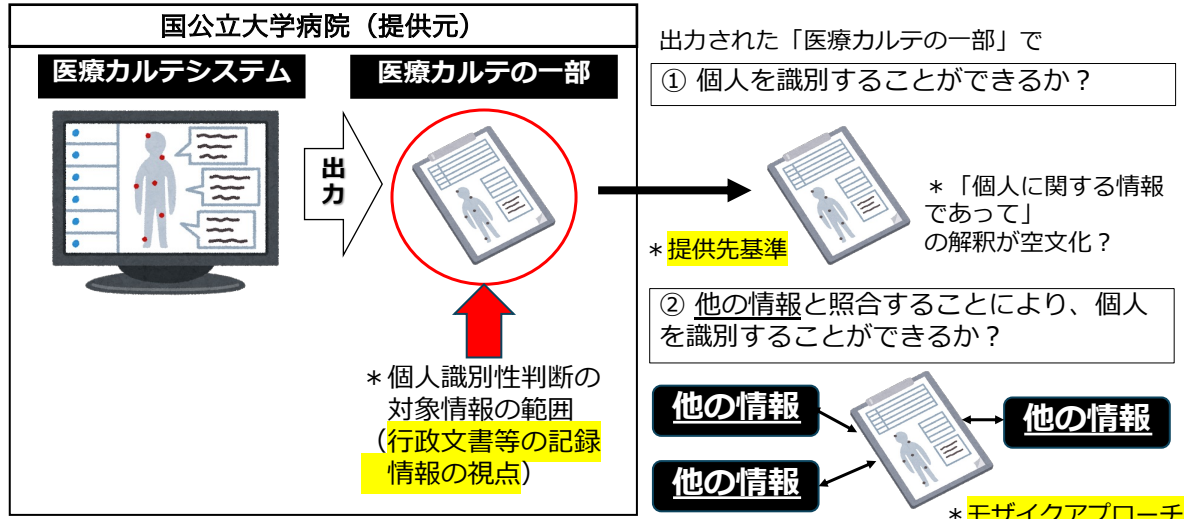
（宇賀克哉『個人情報保護法の解説』第2版、33頁、有斐閣）

24

24

A. 公民一元化以前の公的部門の「個人情報」該当性解釈

× 行政機関情報公開法5条1号不開示情報の考え方で個人情報保護法の「個人情報」を解釈することの問題



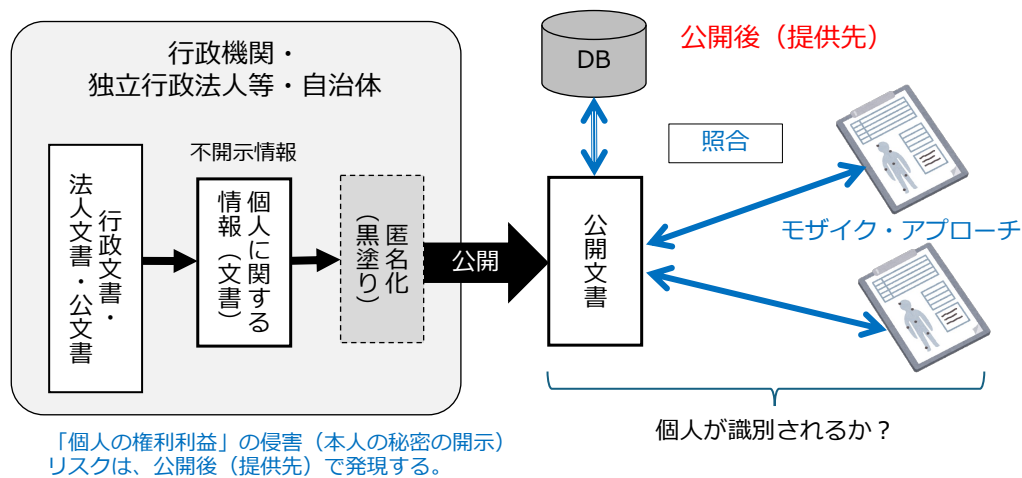
* 個情法78条1項2号の「開示請求者以外の個人に関する情報」はこの解釈

Copyright © Masatomo Suzuki 2021, All Rights Reserved 25

25

情報公開法における不開示情報(「個人に関する情報」)の部分開示 公開後(提供先)基準における、モザイクアプローチによる照合作業

「個人に関する情報」の匿名化では、公開後を想定して個人識別性の有無の確認を行う。要するに、公開文書とDBや文書等(他の情報)とのモザイクアプローチによる「照合」を行う。



Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

26

26

第5条（行政文書の開示義務）

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 **個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

27

27

第78条（保有個人情報の開示義務）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

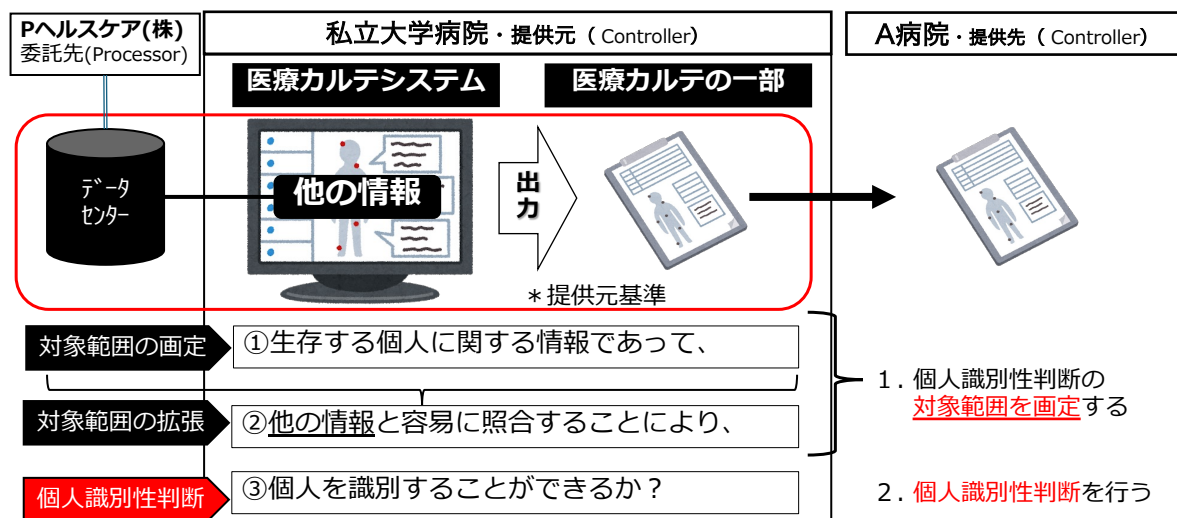
一 （略）

二 **開示請求者以外の個人に関する情報**（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

28

28

B. 公民一元化後（民間部門は旧法から）の「個人情報」該当性の解釈



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

29

29

個人情報該当性判断の結果

	A 公的部門型	B 民間部門型 (公民一元化)
Q1 コロナ患者の氏名、生年月日、性別	○	○
Q2 コロナ患者のカルテ番号	× ?	○
Q3 コロナ患者の2週間分の体温、血圧、 脈拍、体重等のデータセット	① ○ ② × ?	① ○ ② ○
Q4 コロナ患者の病症悪化時のレントゲン 写真（影像データ）	× ?	○
Q5 コロナ患者総数、男女別、年代別 (統計データ)	×	×

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

30

30

「電子計算機処理に係る個人情報」と裸の「個人情報」は異なる。
 法律家の多くはテーブル概念、フィールド概念、レコード概念なく「体系的構成」をイメージし、データセットという観念も希薄で、データセット照合ではなく文書間のモザイク・アプローチ照合で考える傾向がある。
 データサイエンティストとのコミュニケーションは破綻気味である。

原テーブル（原表）

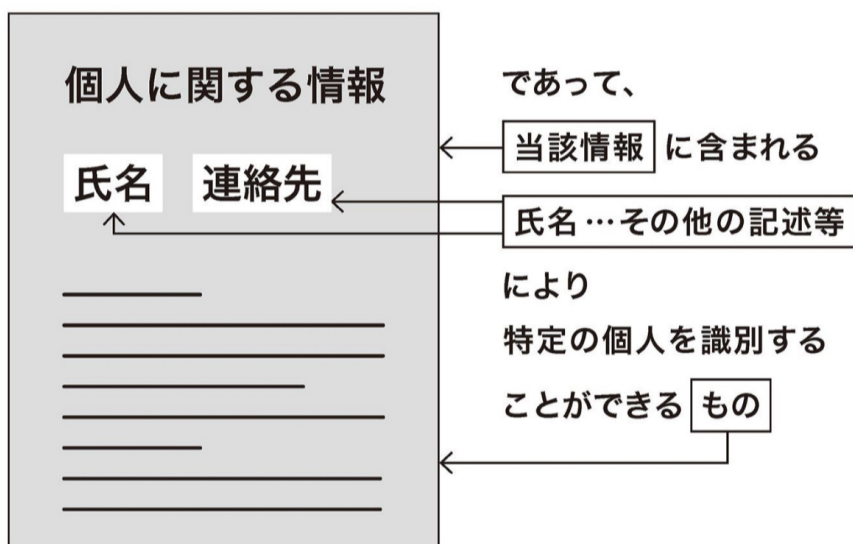
別テーブル（別表 1）

フィールド（列）								
ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴	住所 1	
43	田中一郎	タナカイチロウ	1	0311110444	19920108	〇〇〇		岩手県
44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403	△△△		新潟県
45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	×××		群馬県
...	...	...	...	...	...	...		...

ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴	ID	住所 1
43	田中一郎	タナカイチロウ	1	0311110444	19920108	〇〇〇	43	東京都
44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403	△△△	44	大阪府
45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	×××	45	東京都
...	...	...	...	...	...	...	...	...

31

31



鈴木正朝=高木浩光=山本一郎『ニッポンの個人情報：「個人を特定する情報が個人情報である」と信じているすべての方に』20頁（翔泳社、2015）

32

32

公的部門

「行政文書等」上の記録情報

* 匿名化は下記の黒塗り箇所↓

旅費申請書 No. 20130101

職員番号	1120034
フリガナ	タナカ イチロウ
氏 名	田中 一郎
部署・役職	〇〇〇局△△課・課長補佐
生年月日	1992 年 1月 8日生
携帯電話番号	090-1111-0000
メールアドレス	kojin_ichiro@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円
理由:	10時半からの凸凹大学法学部山本二部教授への経済安保委員会資料の事前説明のため。

個人識別情報

その他の属性情報

保有個人情報

ひとまとまりの保有個人情報
= 対象情報の範囲の画定
を「文書」単位で行っている。

識別子は「個人情報」か？

職員番号は「個人情報」か？

フリガナは「個人情報」か？

本人の氏名は「個人情報」か？

部署・役職は「個人情報」か？

生年月日は「個人情報」か？

携帯電話番号は「個人情報」か？

メールアドレスは「個人情報」か？

●移動履歴は「個人情報」か？

●文章中に散在的に記述される氏名等は「個人情報」か？これも書類の山をめぐって開示請求に応えるのか？

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

33

33

「文書」の記録情報の場合の匿名化（黒塗り例）

個人識別情報が個人情報
という誤解につながる！

旅費申請書

職員番号	0250234867
フリガナ	■■■■■■■■■■
氏 名	■■■■
部署・役職	〇〇〇局■■■■課・■■■■
生年月日（性別）	1992 年 1月 ■日生（男）
携帯電話番号	■■■■-■■■■-■■■■
メールアドレス	■■■■■■■■@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円
理由:	10時半からの■■■■■■■■■■への経済安保委員会資料の事前説明のため。

個人識別情報

その他の属性情報

保有個人情報

* 個人識別できる情報を黒塗り↓

←職員番号を不可逆的な別番号に置換（対応表を廃棄）

←氏名、フリガナ、課、役職は削除（黒塗り）

←生年月日の日にちを削除（黒塗り）

←携帯電話番号を削除（黒塗り）

←メールアドレスのユーザ名を削除（黒塗り）

移動履歴は残す

←理由中の氏名等は削除（黒塗り）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

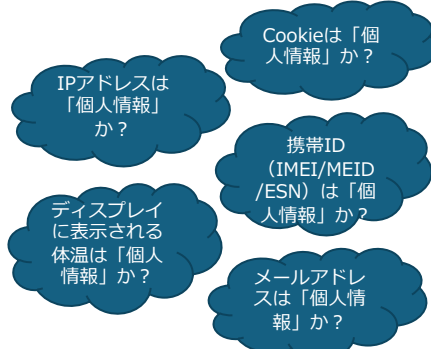
34

34

民間部門

DBや文書上の記録外の断片的情報

「文書」上の記録情報



**ひとまとまりの個人情報
= 対象情報の範囲の画定**
という概念がなく手にする断片的情報ごとに個人識別性の有無を検討している。

No. 20130101

旅費申請書

職員番号	1120034
フリガナ	タナカ イチロウ
氏 名	田中 一郎
部署・役職	〇〇局△△課・課長補佐
生年月日	1992 年 1 月 8 日生
携帯電話番号	090-1111-0000
メールアドレス	kojin_ichiro@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円

理由：
10時半からの凸凹大学法学部山本二郎教授への経済
安保委員会資料の事前説明のため。

← 識別子は「個人情報」か？

← 職員番号は「個人情報」か？

← フリガナは「個人情報」か？

← 本人の氏名は「個人情報」か？

← 部署・役職は「個人情報」か？

← 生年月日は「個人情報」か？

← 携帯電話番号は「個人情報」か？

← メールアドレスは「個人情報」か？

● 移動履歴は「個人情報」か？

● 文章中に散在的に記述される氏名等は「個人情報」か？これも書類の山をめぐって開示請求に応えるのか？

Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

35

35

基本法

「個人情報」の定義（2条1項）の論点

前提問題 どの事業者が対象データの統制管理責任者（Controller）か？

（1）本文柱書関係

どの情報を対象に判断するのか？（ひとまとまりの個人情報は？）

- ① 「生存する」とは？
- ② 「個人に関する情報であって」とは？

（2）1号個人情報関係

① 「他の情報と容易に照合することができ」（容易照合性）とは？

対象情報の範囲の拡張

② 「個人を識別することができるもの」とは？

データ処理による評価・決定

* 「記録」とは？→ディスプレイ上の表示のみに止まる場合は？

（3）2号個人情報関係（「個人識別符号」）

① 政令指定の符号は限定列举か例示列举か？

② 「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号（個人識別子）は1号個人情報になり得るか？

* 「個人識別符号」は必要不可欠な法令用語か？

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

36

36

基本法

「個人情報」の定義の条文構造

本文柱書

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、」 「次の各号のいずれかに該当するもの」

1号個人情報

(1) 「当該情報に含まれる」 「氏名、生年月日その他の記述等」

① a 「文書、図画」 に記載されたもの (→紙等媒体のアナログ処理情報、及びアナログ散在情報)
若しくは 記録されたもの (→パンチカードシステム等のアナログ処理情報)

① b 「電磁的記録」

= 電磁的方式

ア 電子的方式

イ 磁気的方式

ウ その他人の知覚によっては認識することができない方式

で作られる記録 (→デジタル処理情報、及びデジタル散在情報)

又は

② 「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」をいう。

③ 上記 1号個人情報から「個人識別符号を除く」 (→2号個人情報で規律)

(→「個人識別符号」以外の個人別に付された番号、記号その他の符号を含む)

(2) (1)の情報) 「により特定の個人を識別することができるもの」

(3) 上記に加えて、① 「他の情報と容易に照合することができ、」るものまで対象情報を拡張し、
② 「それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

2号個人情報

「個人識別符号が含まれるもの」 → (生存する個人に関する情報に)

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

37

37

基本法

「個人情報」の定義（2条1項）の前提論点

判断の主体：Controllerとしての個人情報取扱事業者の確定

個人情報該当性を判断する主体をどう確定するのか？

→委託先等 (Processor) に提供した個人情報を構成するデータの一部もController
視点でその管理下にあるものとして一体的に個人情報該当性の評価の対象とする。

判断の客体：個人情報該当性判断の対象情報の範囲の画定

個人情報該当性を判断する対象情報の範囲をどう画定するのか？

対象範囲の広狭を任意に画定できる場合は、個人情報に該当するか否かはその範囲
の広狭に影響され、個人情報取扱事業者の操作も可能となる。

事業者の取締りという趣旨からは、その妥当性を欠くことになる。利用目的の特定
の対象範囲とも連動する。

(文書の場合、データベースの場合と具体的な検討を要する。)

→責任と権限のある処理情報 (「保有個人データ」) 中心に考える。

行為：データ処理による評価・決定 (個人識別性)

Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

38

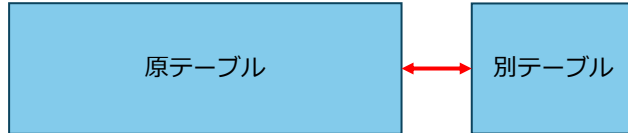
38

基本法

「個人に関する情報」（個人情報の外延を画定する概念）

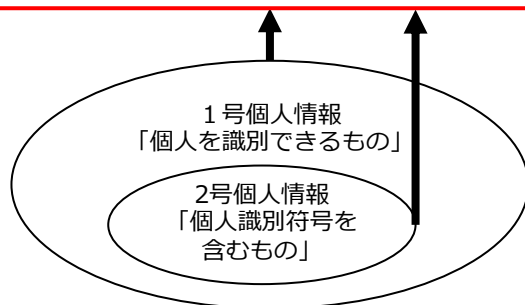
ひとまとまりの個人情報

「生存する」 + 「個人に関する情報であって」



「他の情報と容易に照合することができ」

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、



「生存する」

- ・死者（故人）ではないこと
- ・実在する具体的な存在であること

「個人に関する情報であって」

- ・ある個人に関する情報（レコード）であること
- ・個人情報の外延となる概念であること（他の情報と照合することができるものも含めて、ひとまとまりの個人情報となる。）

- ・1号の個人識別性の要件を充たすか否かの対象情報となる。
- ・2号の個人識別符号を含むか否かの対象情報となる。（対象情報を画定する機能を有する）

* 概念上、2号個人情報は1号個人情報に包摂される。故に、1号中に「（個人識別符号を除く。）」と明記している。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

39

39

当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（1）

原テーブル（原表）

別テーブル（別表1）

		フィールド（列）							
		ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	乗降履歴	住所1
レコード（行）	→	43	田中一郎	タナカイチロウ	1	0311110444	19920108	〇〇〇	岩手県
	→	44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403	△△△	新潟県
	→	45	佐藤三子	サトウミチコ	2	0322225666	19830203	×××	群馬県
	→	...	...	...	...	...	...	...	...

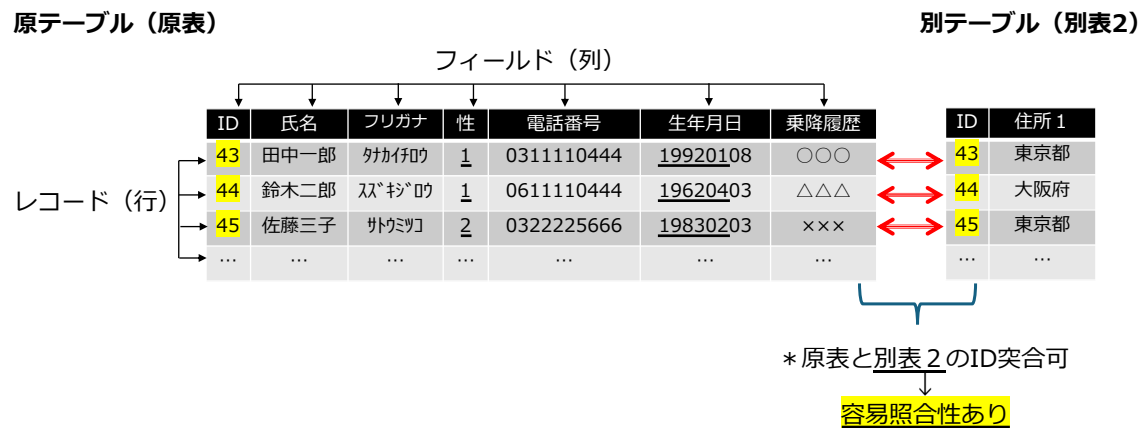
* 原表と別表1の
対応関係不明

容易照合性なし

40

40

当該テーブル（原表）と別表との容易照合性の有無（2）



41

政府の内部資料（JILIS情報公開請求資料：高木浩光JILIS理事調査）

想定 具体的に、どのような場合を「照合が容易」というのか。

（答）

1 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況により異なるため、一律に論じることが困難であるが、一例をあげれば、個人別の番号のみが付されたファイルがあり、これとは別に番号別の氏名リストを電算処理情報や台帳で保有している場合などが考えられる。

2 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報の管理状況等を勘案して、「電子計算機により個人情報を処理しているのと同様な状態」であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。

●上記資料によるなら、照合容易性は、電算処理情報や台帳などの体系的構成を前提にした考え方である。

42

政府の内部資料
(JILISにおいて
法制局に情報公開
請求した資料)

1. 通常の個人情報ファイル（個人が選別できる情報 ← 個人情報を体系的に構成）

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区	03-2208-31...
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区	090-2269-51...
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区	03-2208-31...
4				

※ 個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易

2. 当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平 PA	02 年 05 月 XX 日	18:07	+30	品川は 11-22
小菅 JC	02 年 05 月 XX 日	18:04	+30	品川は 11-22
高井戸	02 年 02 月 XX 日	02:11	+40	横浜う 99-55

照合して
利用

※ 個人情報ファイルとして利用（個人に着目した処理が容易）

「行政 太郎（が所有している車両「品川は 11-22」）」が、「02 年 5 月 XX 日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

43

43

●法制局資料をみると、個人情報該当性判断の対象となる1つの情報の範囲を画定するにあたり、「容易に照合する」という文言を通じて、個々のテーブルごとに判断するのではなく、複数のテーブル間、たとえば原表（DB）と別表（提供用DB）の、相互のレコード（行）同士が、識別子（車のナンバー）によって対応する関係にあるかどうかを確認し、複数のテーブルであっても論理的に一つのテーブルを構成し得るかどうか、一つの「個人に関する情報」を画定するかどうかを確認していることがわかる。ここに容易照合性の本来の役割、機能がある。

Cf. 「記名式Suica履歴データ無断提供事件」

1. 「個人情報を体系的に構成」した「個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易」な「個人が選別できる情報」、すなわち「個人情報ファイル」または「個人情報データベース等」といったデータベースを前提とし、

2. 単体では識別できなくても「他のリスト」と照合することで（対象情報の範囲を拡張した上で）個人を識別することができるか。他のリスト（原表）1 対当該リスト n でもよい。

※照合して「個人情報ファイルとして利用」できるか、「個人に着目した処理」ができる「容易」処理性を言っている。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

44

44

①対象範囲の画定

「個人に関する情報であって」 →個人をキーとするレコード（行）ごとに
「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、 →フィールド（列）に記録されたデータによって、（→個人を識別できるもの）

原表	ID	氏名	フリガナ	性	電話番号	生年月日	別表	ID	乗降履歴
	43	田中一郎	タカイチロウ	1	0311110444	19920108		43	〇〇〇
	44	鈴木二郎	スズキジロウ	1	0611110444	19620403		44	△△△
	45	佐藤三子	サトミチコ	2	0322225666	19830203		45	×××
	...	...	...	...	...	...		...	...

②対象範囲の拡張

「他の情報」と「容易に照合することができ」
（→他の情報（原表）と別表の各レコードが対応する場合は1つのデータとすることができ、）

しそれにより

③個人識別性判断

「個人を識別することができるもの」

「個人情報」

*本構造を前提としなければ「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」は観念できない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

45

45

3. 直面する課題と法改正

3年ごとに見直しにおける提言

46

【問題 1】

- ①自動走行車のセンサー歩行者（病人等）映り込み問題、
- ②生成AIのスクレイピングの病歴取得など要配慮個人情報の同意取得問題

【課題 1】

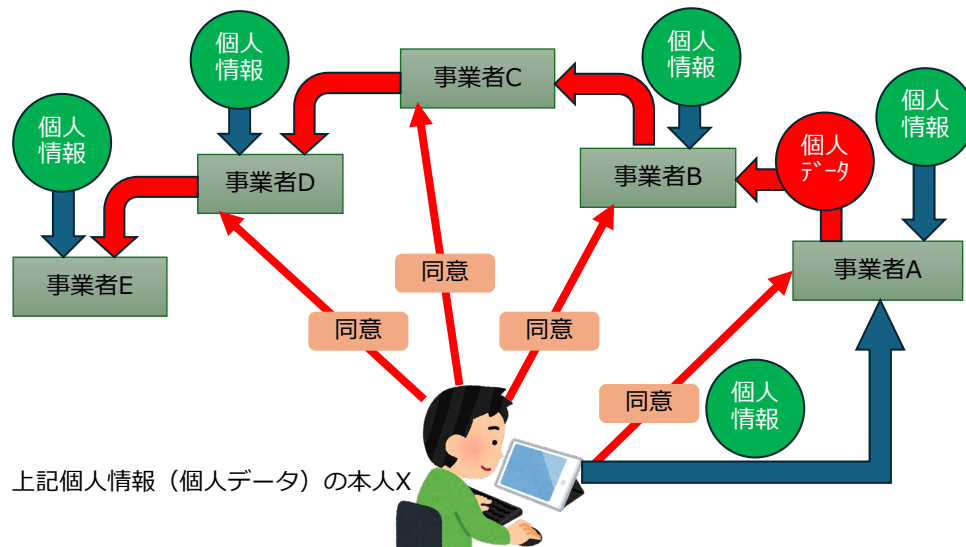
本人を処理対象としないのに、本人拒否の機会が必要か？

【解決策 1】

個人データ処理中心の規律
(→処理情報中心の義務規定に改正)

47

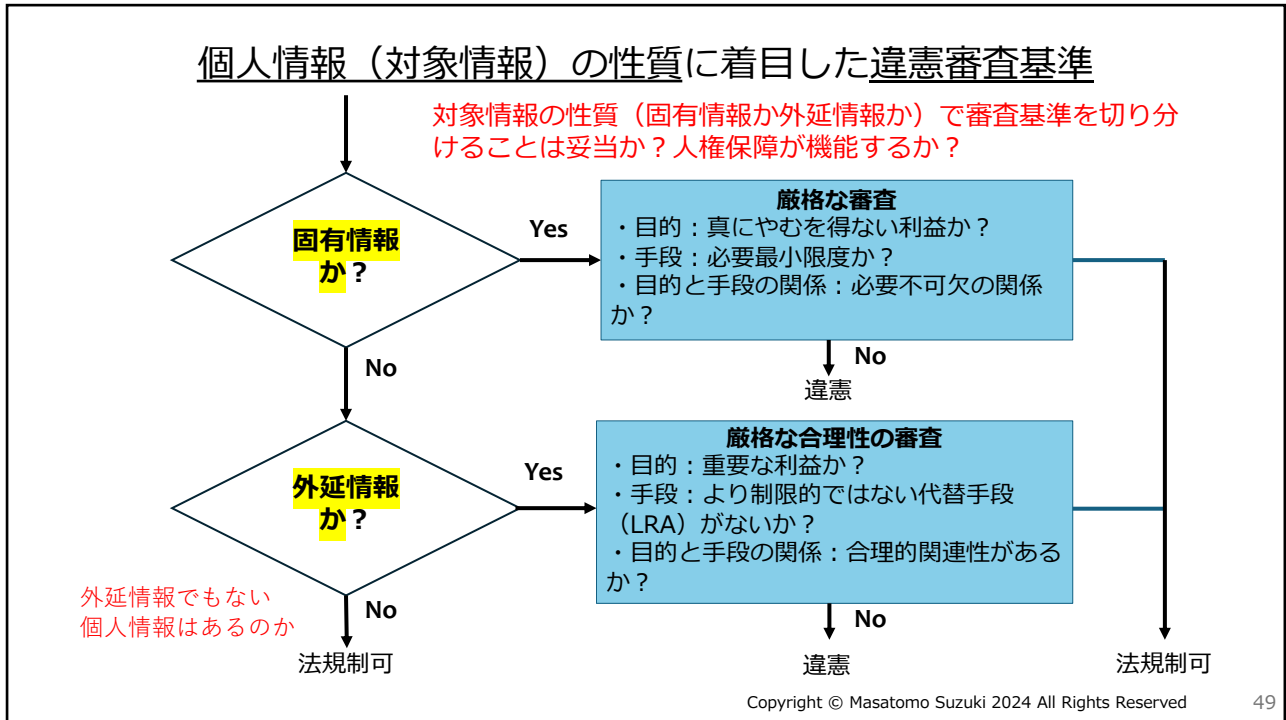
個人データの流通（取得と提供）を自己情報コントロール権によって規律することの限界 — 同意原則×と同意規制○



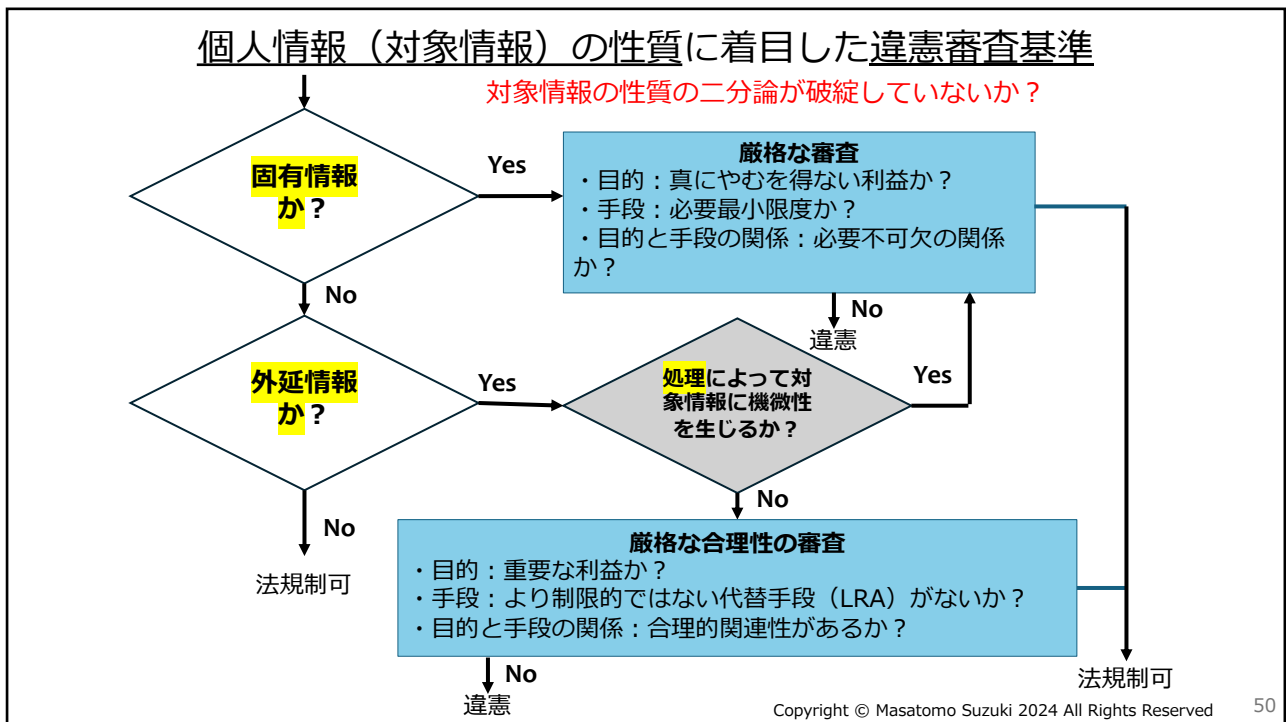
Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

48

48



49



50

裸の個人情報の流通（取得と提供）を自己情報コントロール権によって規律することは不可能（社会実装できぬ通説を疑え！）



人間は、起きれば誰か人の顔（肖像）が視界に入り、会えば誰かの顔を見て、口を開けば、自分や他人（親、親戚、友人知人、見かけた人、有名人など）の話しをする。人間社会のコミュニケーションの大部分に個人情報が混入しないことはまずないと言ってよい。

かかる**裸の個人情報**をその本人に帰属するものとして、「自己情報」ととらえて、さながら物に対する所有権のように考えて、その本人（本人）の制御する権利を持つと考えるならば、人の顔を見る度に、彼・彼女の名前を口にすると、隣の人から消しゴムを借りるように都度、承諾や同意を得なければならないことになる。

何を極端なことを言うと思うかもしれないが、自動走行車のセンサーの人の映り込み問題や生成AIのスクレイピング問題は、上記と同じことが起きて、無駄にビジネスとサイエンスの障害となっているということである。

（明らかに法学側の通説的な理解がおかしいのである。）



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

51

51

【問題2】

医療健康データの分析（医療AI・創薬）のための二次利用法における**同意不要**の理論的基礎の明確化

【課題2】

統計量に集計して分析したりモデリングに用いるだけなのに本人同意が必要か？

【解決策2】

統制された**非選別**利用

（→個人情報法の適用なし Cf.統計法、EHDS）

52

次世代医療に向かうための医療データ法制の必要性 医療AI（診断の高度化）と創薬（治療の高度化）

（１）医療AIと創薬のため（二次利用）のための法的基盤に求められること

- ① 学習データの量の確保
 - ・一次利用DBの整備（前提）
 - ・二次利用に関しては本人同意なく取得できること
- ② 学習データの質の確保
 - ・正確性の担保（医療機器等の計測データ、処方データ…）
 - ・仮名加工情報（履歴データは生データ）
 - ・医療等ID（複数のDBの連携）
- ③ 経時的な変化を捉えた分析の確保
 - ・最新性の担保
 - ・タイムスタンプ

（２）患者等本人の保護

- ① 「個人の権利利益」とは何か（個人情報保護法の真の法目的）
- ② 二次利用における本人のリスクとは何か
→ 二次利用における本人同意不要の理論的基礎

Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

53

53

前提知識）医療データの利用用途における一次利用と二次利用

① 一次利用	取得した本来の目的のための利用のこと。 医療データの場合は、本人の治療や健康管理などのための利用のこと。
② 二次利用	データを取得した本来の目的以外の目的のための利用のこと。 医療データの場合は、感染症やがんなど病気の発生状況や要因の調査、医療AI、医療機器の研究開発用、新薬の開発（創薬）、新しい診断法などのための利用のこと。

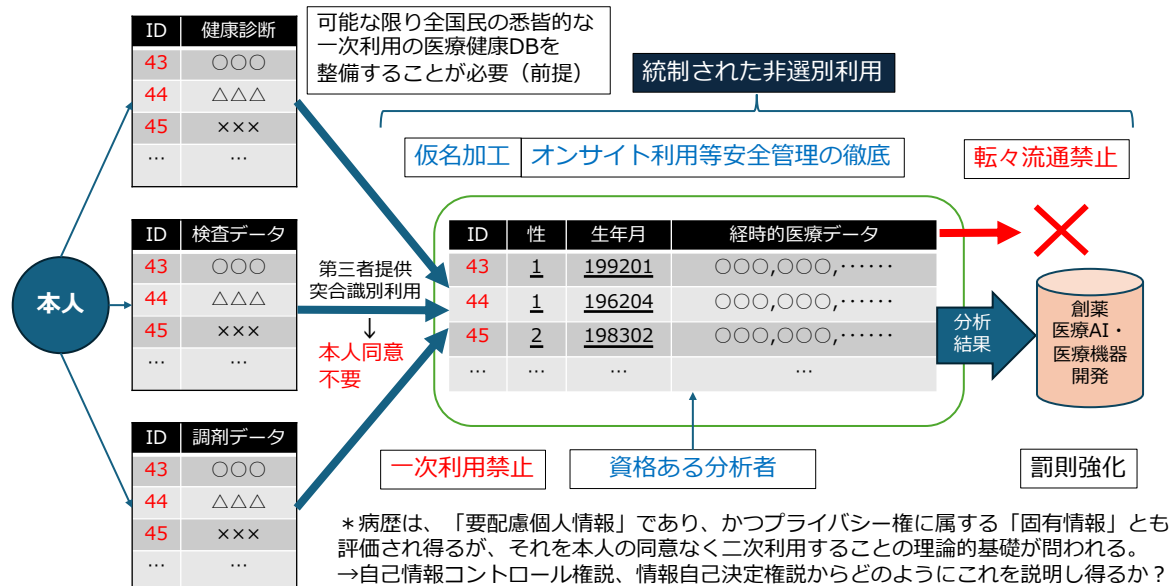
製薬協「健康医療データの用語集」

https://www.jpma.or.jp/information/evaluation/results/allotment/kenkou_iryuu_data/detail_03.html

54

54

仮名加工医療情報の二次利用法案の基本構想（ゴール：試案）



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

55

55

問題の所在

①「匿名加工情報」の概念は不要

「個人情報」（A）の定義の解釈が明確であれば、それを非個人情報（not A）とすればいいだけのこと。
「匿名加工情報」が必要なのは、「個人情報」の定義の解釈が曖昧さも影響している。（非個人情報化の手法の法定はあってもいいが）

②「個人識別符号」（2号個人情報）の概念は不要

そもそも1号個人情報に含まれる。故に明文で除いている。
2号に切り出して政令指定事項にするのは「個人情報」の定義が曖昧だから。

③「個人関連情報」の概念は不要

「個人に関する情報」が空文化（無意味化）している。
「個人データ」とすればいいだけ。これも「個人情報」の定義の解釈が曖昧だから

56

56

問題の所在

④「仮名加工情報」の概念は、政策的概念なので根拠条文（定義規定）は必要

- ・氏名や連絡先を外すのは当然として、
- ・個人識別子の有無は、政策的決定の問題、
（仮名加工情報は削除し、仮名加工医療情報は残す。）
- ・履歴データは生データのまま分析対象として残すのが基本である。

そもそも「仮名加工情報」は「個人データ」であり、どの程度個人識別性を困難にするかは程度の問題に過ぎない。

Controllerは、元データ（個人情報データベース等、または個人情報ファイル）を保有している。

57

57

問題の所在

- ① 個人情報保護法の「本人関与」の仕組み
- ② 憲法・プライバシー法の「自己情報コントロール権説」（通説）
- ③ 医事法の「インフォームド・コンセント」

が魔合体して、
対象情報の性質が

- ① 患者の病歴等の「要配慮個人情報」であり、かつ
- ② 患者の「自己情報」である「固有情報」である
- ③ 患者情報は、

本人の同意、承諾、インフォームド・コンセントが必要になるという理解が社会と医療現場に蔓延し、常識が形成され、法解釈と実務を支配している。

→「仮名加工医療情報の本人同意のない二次利用法案」の議論が迷走し、立法の障害になっている。

なぜ、遺伝子疾患や稀少疾患を含むセンシティブな医療等データを処理するのに本人の同意を不要とできるのか？

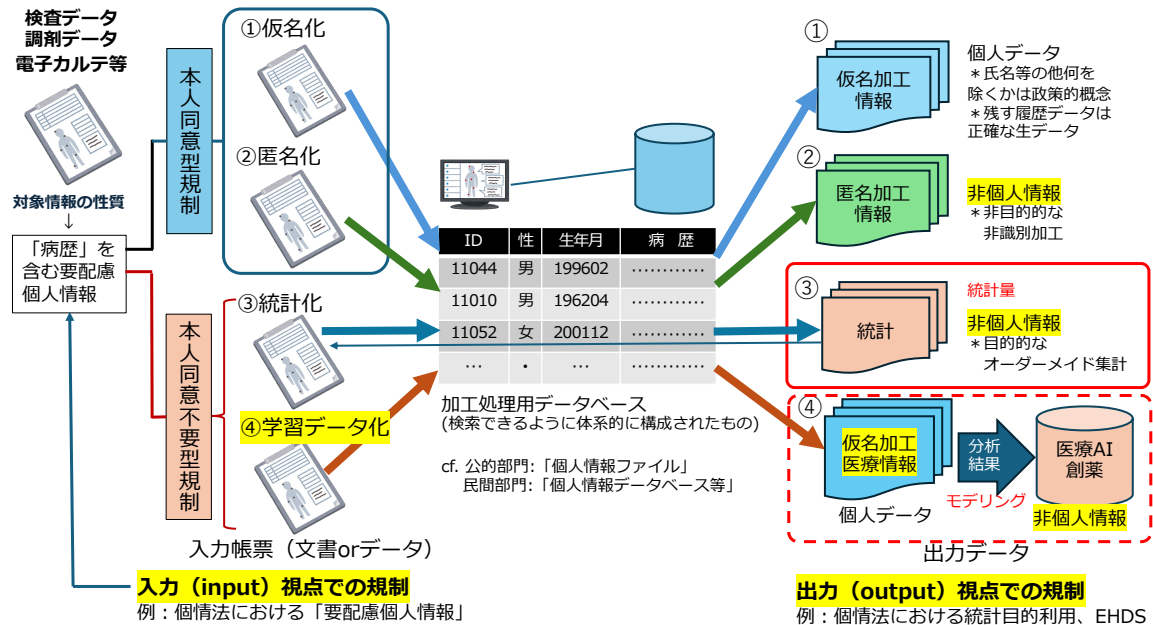
患者「個人の権利利益」の侵害リスクや当然の不安にどう応えるのか？

→これは、医療データ特別法の論点ではなく、一般法である個人情報保護法の理論的基礎に関わる問題である。

58

58

統計法（③）の出力（Output）視点の本人同意不要型規制（先例）に着目

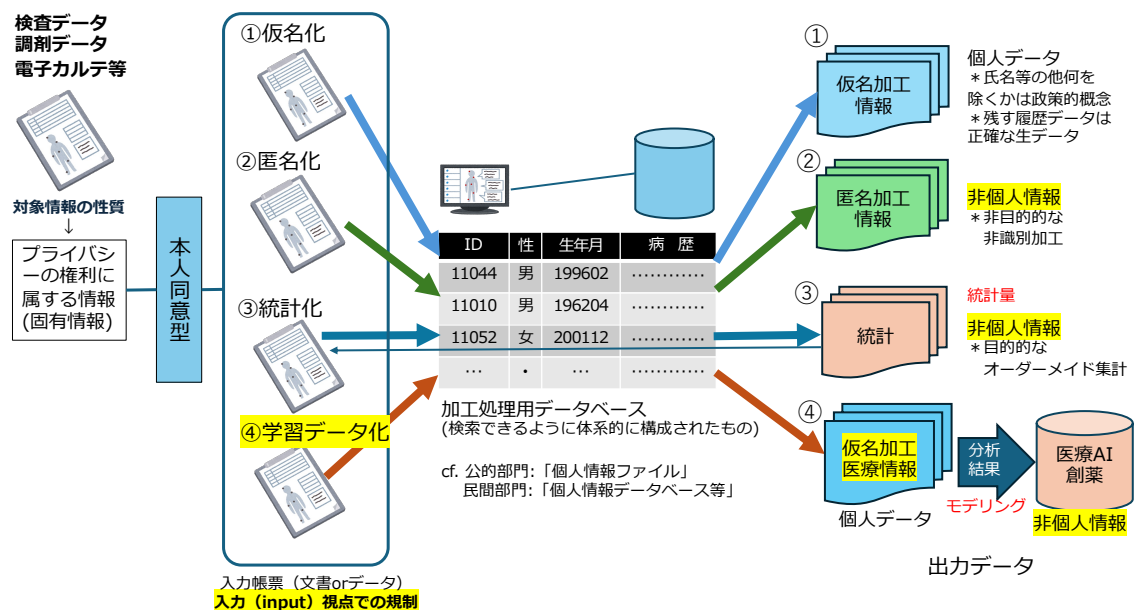


Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

59

59

自己情報コントロール権説においては入力視点の対象情報の性質で決定される



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

60

60

【問題3】

- ①こども見守りデータの要保護世帯選別アルゴリズムの適切性確保問題
- ②教育データの個別最適化アルゴリズム（プロファイリング）の適切性確保問題

【課題3】

現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるか？子どもの権利利益を保護できるか？

【解決策3】

評価・決定の適切性確保（→基本原則・規定の新設）

61

- ・公権力によるデータ濫用の問題発見・認識する力こそが「監視社会」を未然に防止しまたはそれを抑止する力ではないか？
- ・ここでデータ濫用とは何か？（データサイエンスによる社会貢献の前提）
- ・適切に課題設定し、課題解決を行える力が、政府や自治体のDX政策を推進する力ではないか？これが健全なデジタル社会に至る道ではないか？

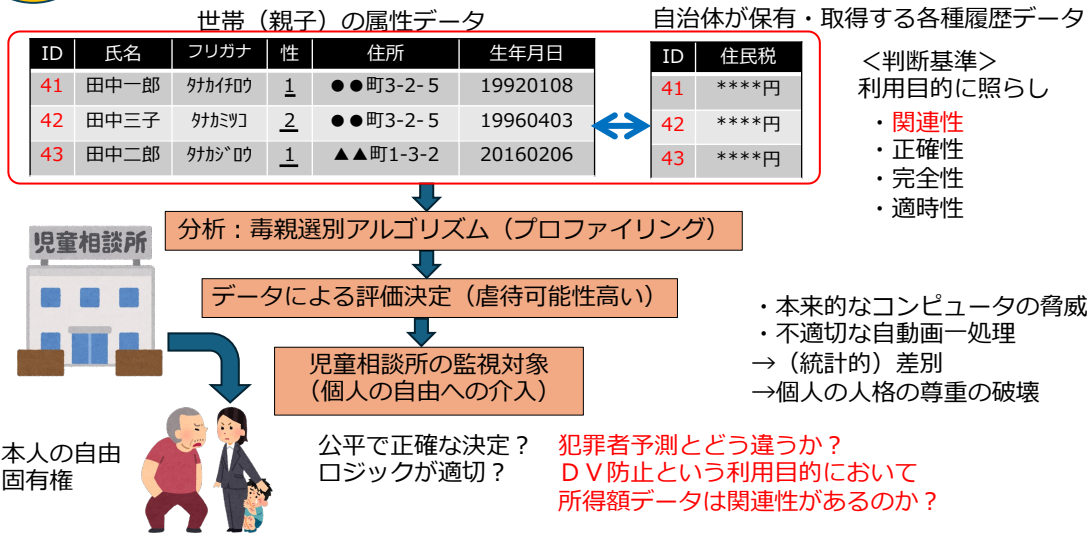
Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

62

62

本来目的

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性の確保

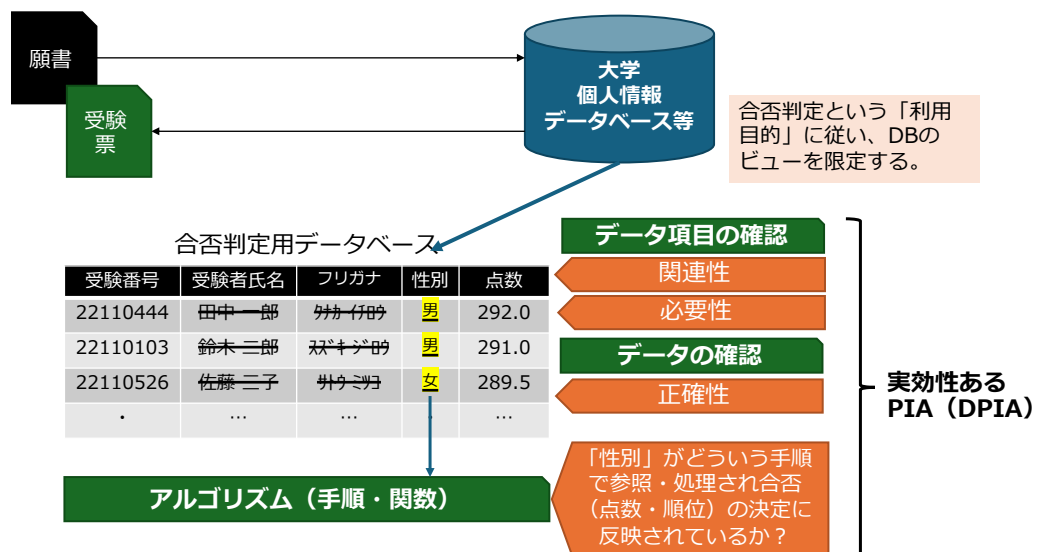


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

63

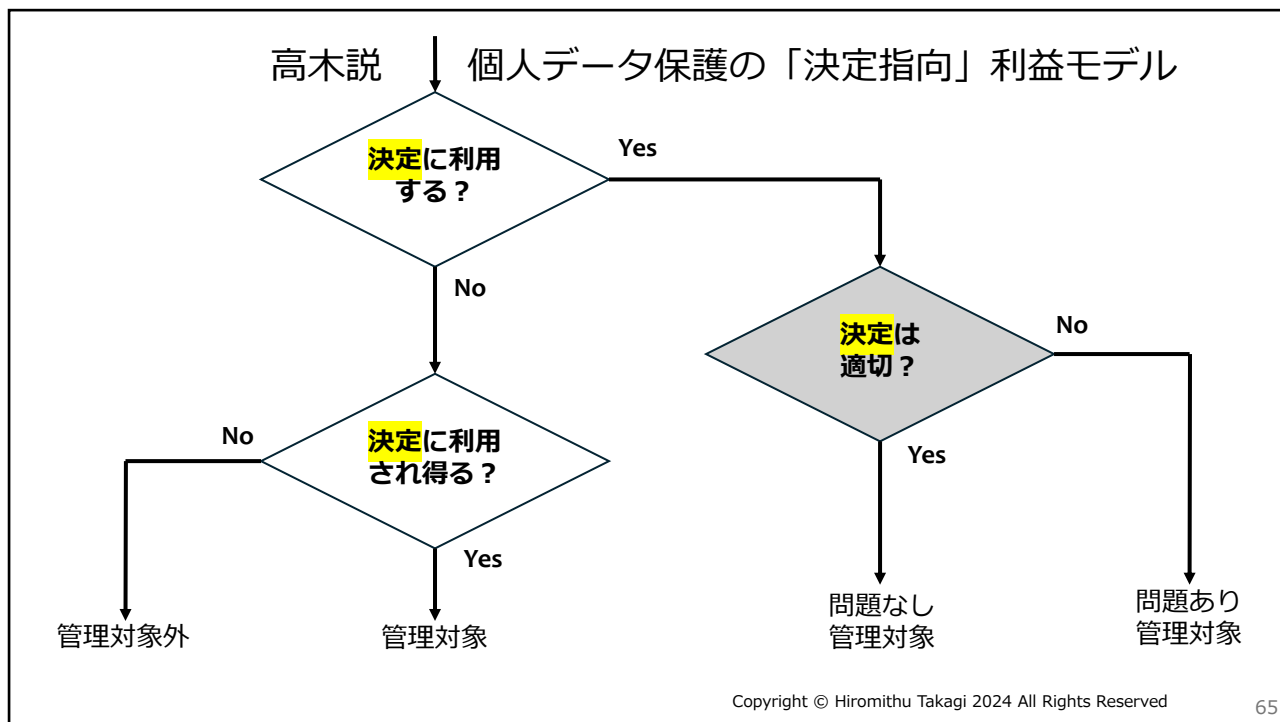
63

*民間部門の例：合否決定の妥当性確保：利用目的との関連性 ー 医大入試女子差別事件

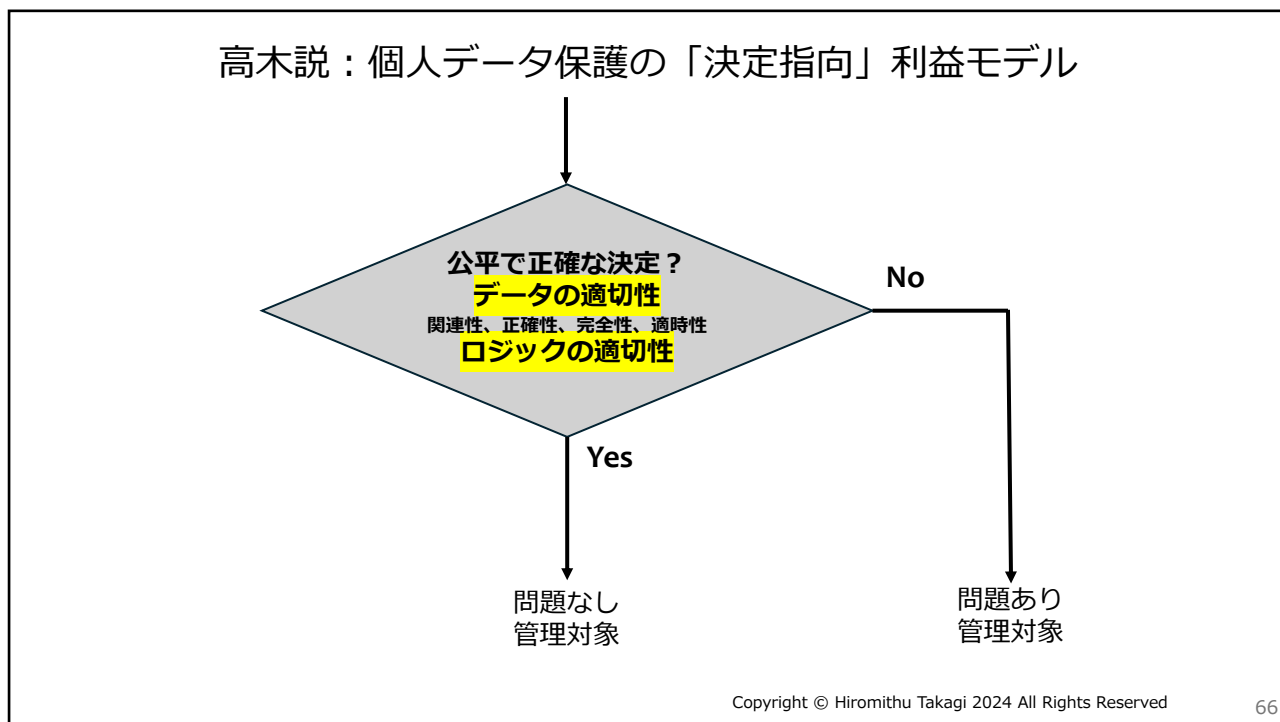


64

64



65



66

問題の所在

個人情報保護法は、基本的に手続的ルールで構成されている。

例外：①適正取得

②不適正利用の禁止

●何が適正か不適正かの考え方や基準（実体的ルール）がわからない。

→民法の不法行為（プライバシー侵害）にヒントを求める弊害

例えば肖像権侵害など「散在情報」を対象とした判例整理ではデータ保護法制（処理情報）における適正性の基準は見出せない。

損害の発生なく、不法行為の予備、未遂を問題とする事前規制へ
故意・過失の要件を欠き、無過失責任（結果責任）の事前規制へ

→手続的規律では、実体的判断は担保できない。

・倫理審査委員会（→学術研究の例外）

・マルチステークホルダープロセスやPDCAの推奨

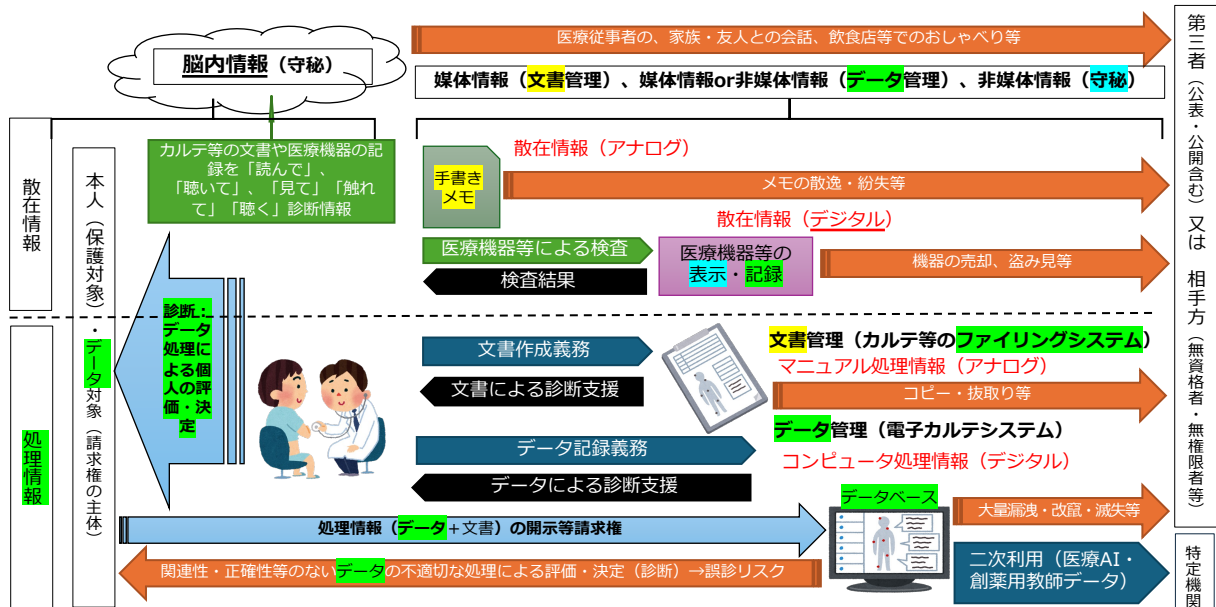
67

67

4.文書管理法制・守秘法制・ データ保護法制

68

医療情報を例にした、人の**守秘義務**、組織の**文書管理**・**データ管理**の義務

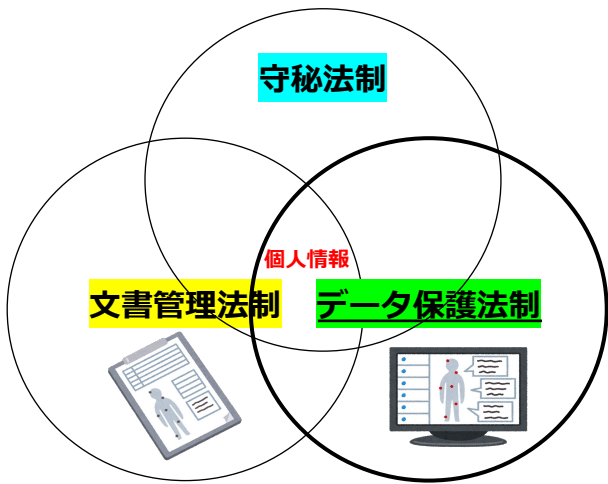


Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

69

69

データ保護法制・守秘法制・文書管理法制

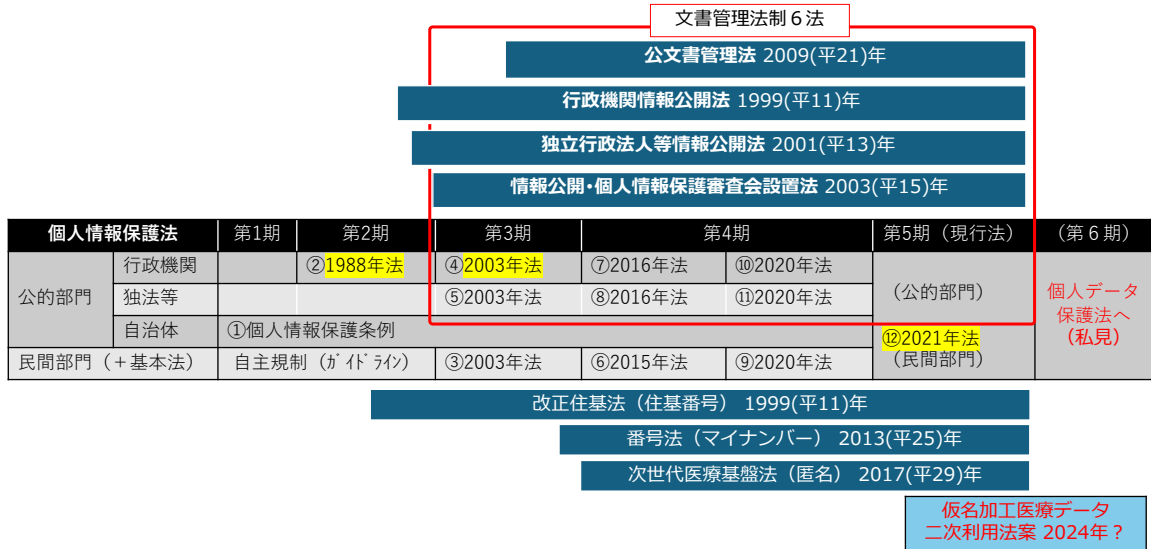


Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

70

70

データ管理法制（1988年法）から文書管理法制（2003年法）への転換

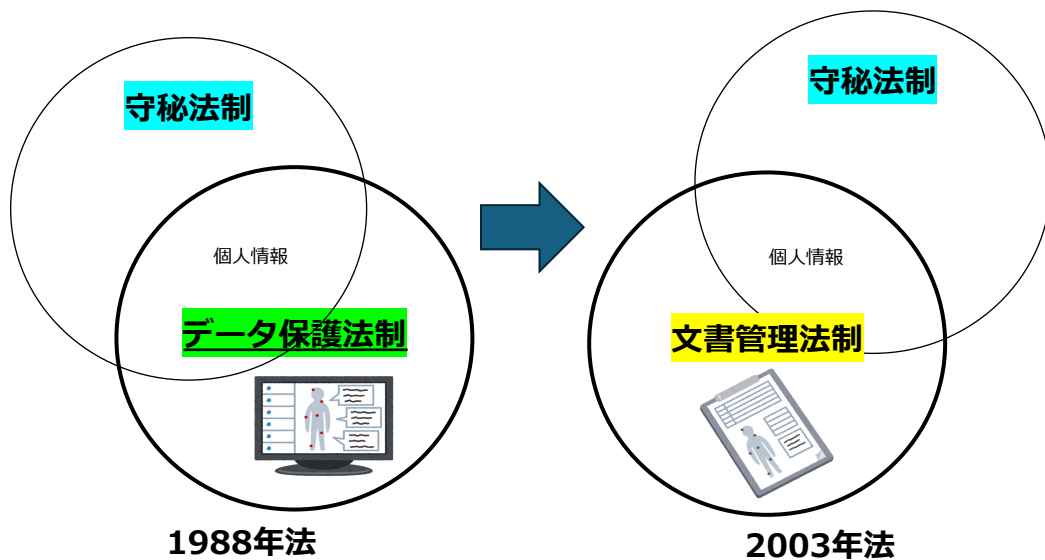


Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

71

71

2003年全面改正：データ保護法制から文書管理法制への転換



Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

72

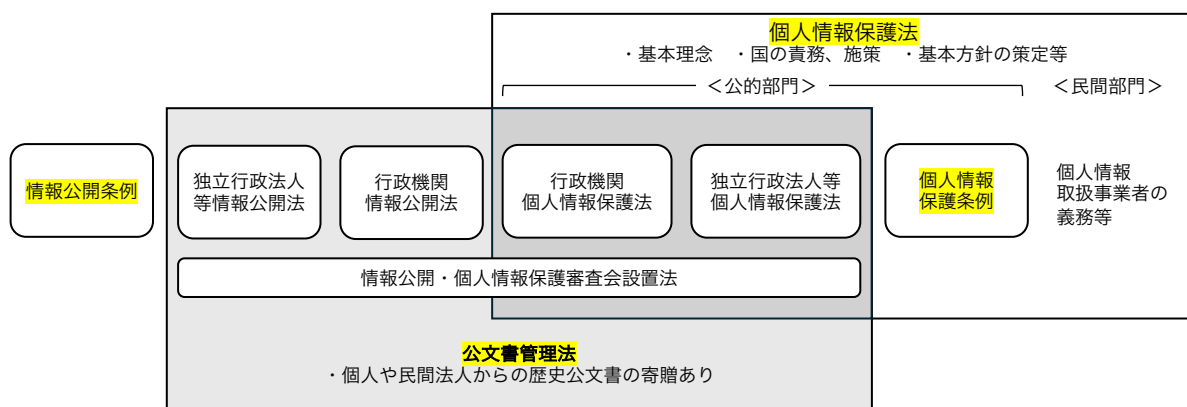
72

(1) 文書管理法制

73

情報公開法制・個人情報保護法制（2003年法）の体系イメージ

2003年改正では、公的部門の個人情報保護法を**地方分権型のまま**、公文書管理法や情報公開法と同じ**文書管理法制**に編入した体系に転換した。→今日のデジタル社会への対応が困難な遠因となっている。



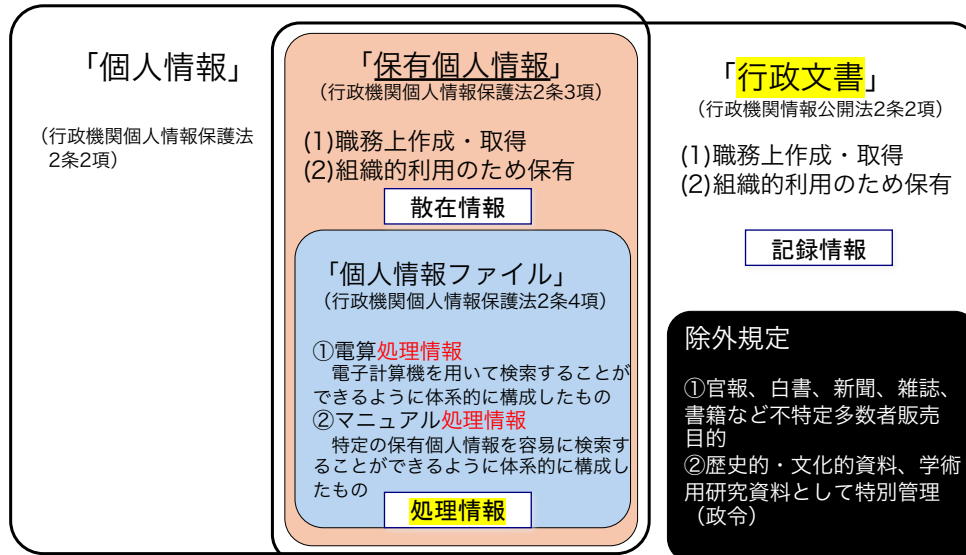
出典：『新基本法コンメンタール（別冊法学セミナーno.224）情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』10頁（日本評論社, 2013）

74

74

対象情報を散在情報に拡大し文書管理法制として設計された「保有個人情報」

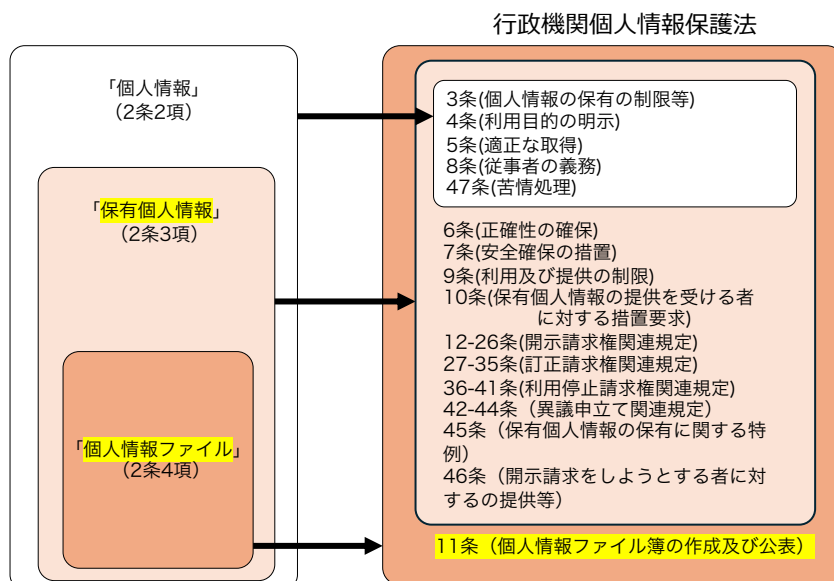
公的部門



75

75

対象情報と義務の関係：個人情報ファイル（処理情報）中心のデータ管理から文書管理に転換



76

76

個人情報保護法 2021(令和3)年法

(定義)

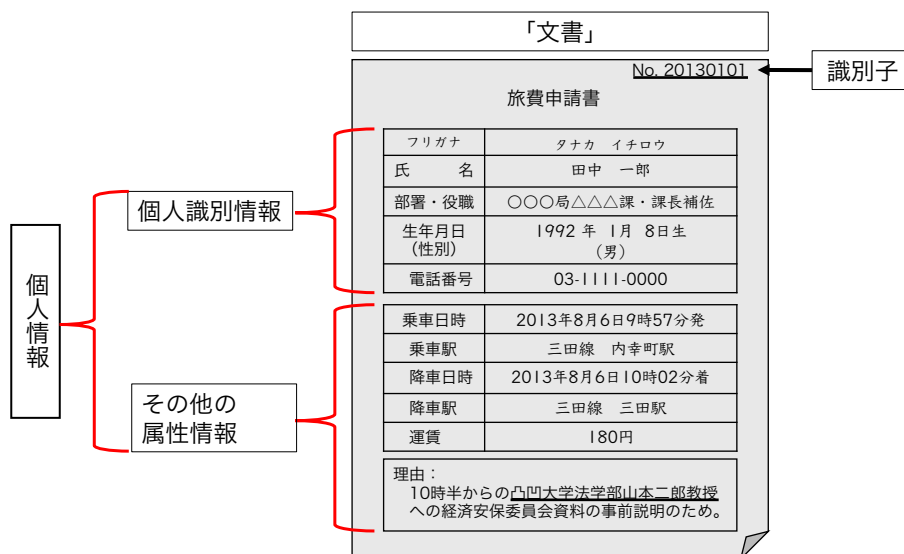
第六十条 この章及び第八章において「**保有個人情報**」とは、行政機関等の職員（…）が、職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書…、法人文書…又は地方公共団体等行政文書（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

* 対象情報を「行政文書等」に記録されているものに限るとした文書管理法制となっている。

77

77

図11 「文書」における個人識別情報とその他の属性情報

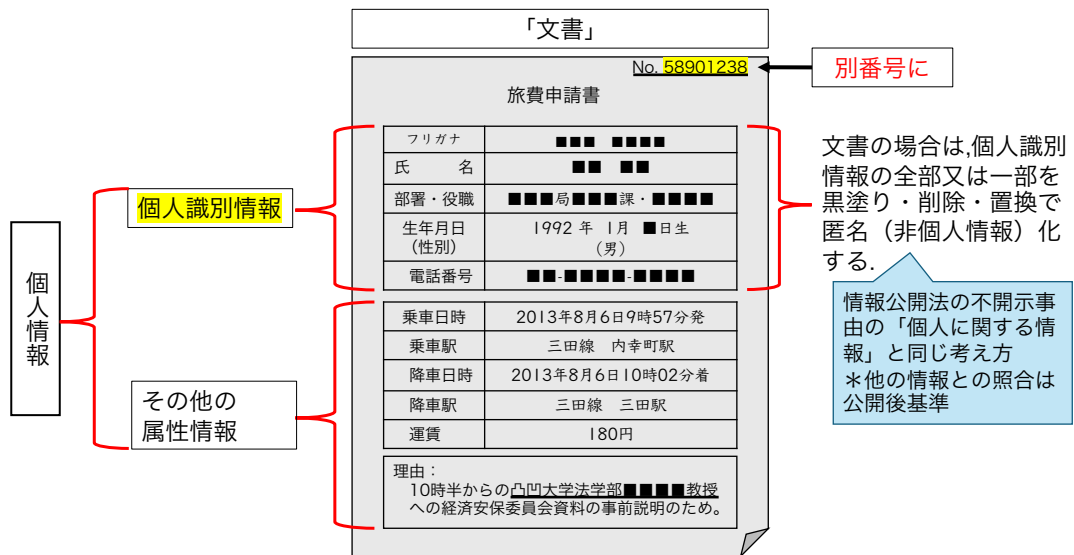


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

78

78

図12 文書管理法上の匿名化措置（個人識別情報の黒塗り・削除・置換）



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

79

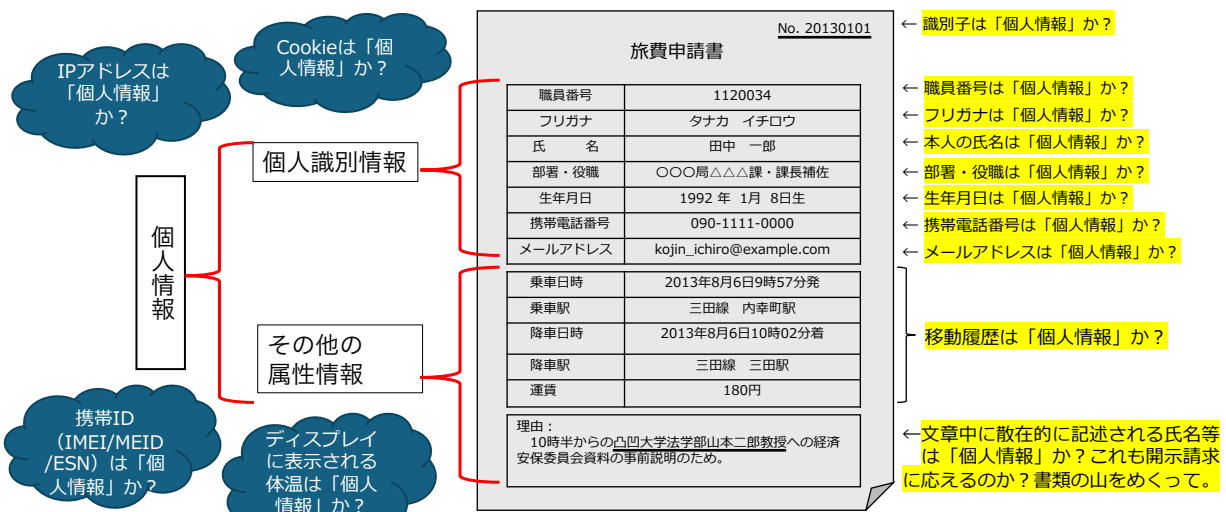
79

公的部門は「行政文書等」に記録される項目ごとに、文章中の散在的な記述についても、民間部門はDBや文書上の記録に加えて、断片的情報についても、「個人情報」該当性を永遠に問い続けるのか？

DBや文書上の記録外の断片的情報

「行政文書等」上の記録情報

*匿名化は下記の黒塗り↓



Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

80

80

医療等分野の文書管理法制とデータ管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））1

（医療機関等（医療従事者を含む））

	記録文書名	根拠法
1. 病院・診療所	診療録	医師法第24条、歯科医師法第23条
	処方せん	医師法第22条、歯科医師法第21条、医療法施行規則第20条、第21条の5、第22条の3、第22条の7
	麻酔記録	医療法施行規則第1条の10
	助産録	保健師助産師看護師法第42条
	救急救命処置録	救急救命士法第46条
	照射録	診療放射線技師法第28条
	診療に関する諸記録	
	① 病院の場合処方せん（再掲）、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院診療計画書	医療法施行規則第20条
	② 地域医療支援病院及び特定機能病院の場合上記①に加え、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	医療法施行規則第21条の5、第22条の3
	③ 臨床研究中核病院の場合上記①に加え、研究対象者に対する医薬品等の投与及び診療により得られたデータその他の記録	医療法施行規則第22条の7

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

81

81

医療等分野の文書管理法制とデータ管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））2

	記録文書名	根拠法
1. 病院・診療所	歯科衛生士業務記録	歯科衛生士法施行規則第18条
	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条
2. 助産所	助産録	保健師助産師看護師法第42条
	処方せん（調剤した旨等の記入）	薬剤師法第26条、第27条
3. 薬局	調剤録	薬剤師法第28条
	委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第16号、第12条の3
5. 指定訪問看護事業者	訪問看護計画書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項
	訪問看護報告書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項
6. 歯科技工所	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

82

82

医療等分野の**文書管理法制とデータ管理法制**：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））3

（介護関係事業者）※保存が想定されている記録も含む

	記録文書名	根拠法
指定訪問介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第16条
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第19条
	訪問介護計画	同基準第24条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第36条第2項
指定通所介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	同基準第105条（準用：第16条）
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第105条（準用：第19条）
	通所介護計画	同基準第99条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第105条（準用：第36条第2項）
特別養護老人ホーム	行った具体的な処遇の内容等の記録	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第2号
	入所者の処遇に関する計画	同基準第14条第1項
	身体的拘束等に係る記録	同基準第15条第5項
	苦情の内容等の記録	同基準第29条第2項

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

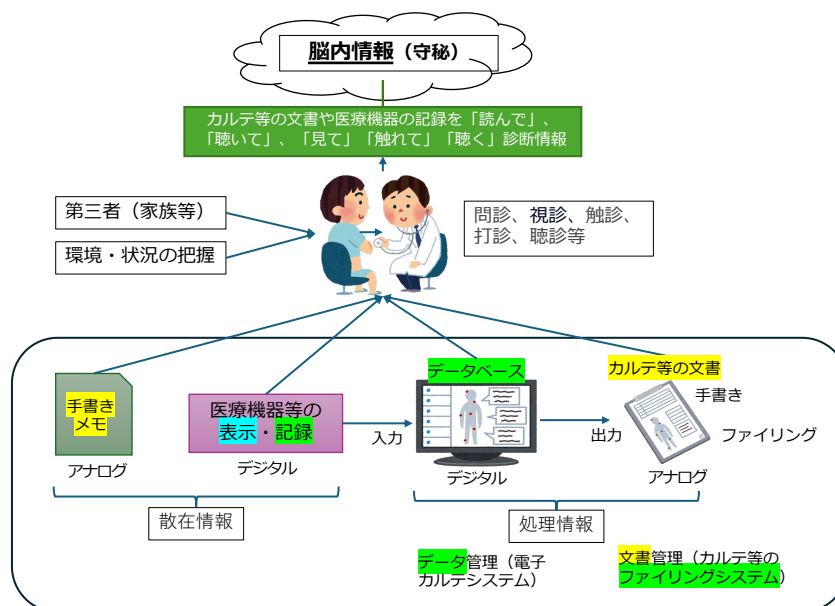
83

83

（２）守秘法制

84

守秘法制



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

85

医療関係資格と守秘法制：医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等

資格名	根拠法
医師、歯科医師、薬剤師、助産師	刑法第134条第1項
保健師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師、衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
理学療法士、作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の6
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表4を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

86

86

【守秘義務に係る法令の規定例】

○刑法第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

＊「医師」には歯科医師も含まれる（刑事訴訟法105条及び149条参照）

＊「正当な理由」：感染症法の医師の届出や児童虐待に係る通告（虐待通告）などがある。

○保健師助産師看護師法

第42条の2

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

第44条の4

第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

87

87

【守秘義務に係る法令の規定例】

○診療放射線技師法

（秘密を守る義務）

第29条

診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなった後においても、同様とする。

第35条

第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○臨床検査技師等に関する法律

（秘密を守る義務）

第19条

臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなった後においても、同様とする。

第23条

第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

88

88

(3) データ保護法制

ケーススタディ2

記名式Suica履歴

89

Suica履歴データ無断提供事件

【事実の概要】

2013年、JR東日本株式会社（以下「JR東」という）がビッグデータビジネスのテストケースとして、Suicaデータベースから氏名や電話番号等を削除し、Suica IDを不可逆的な別番号に変換し置換するなどいわゆる匿名化措置を講じ、本人に無断で（第三者提供の本人同意またはオプトアウト手続を経ずに）、株式会社日立製作所（以下「日立」という）に販売し、利用者から批判を浴びた事件である。

日立はこのデータを駅ごとに統計化してマーケティングデータとして販売する予定であった。

当時多くのメディアは利用者の不安を考慮しない企業対応を批判したが、一部の研究者からはこの匿名化措置が不十分であって依然として「個人データ」（仮名データ）のままであり、第三者提供の制限に違反している点が問われたものである。

【論点】

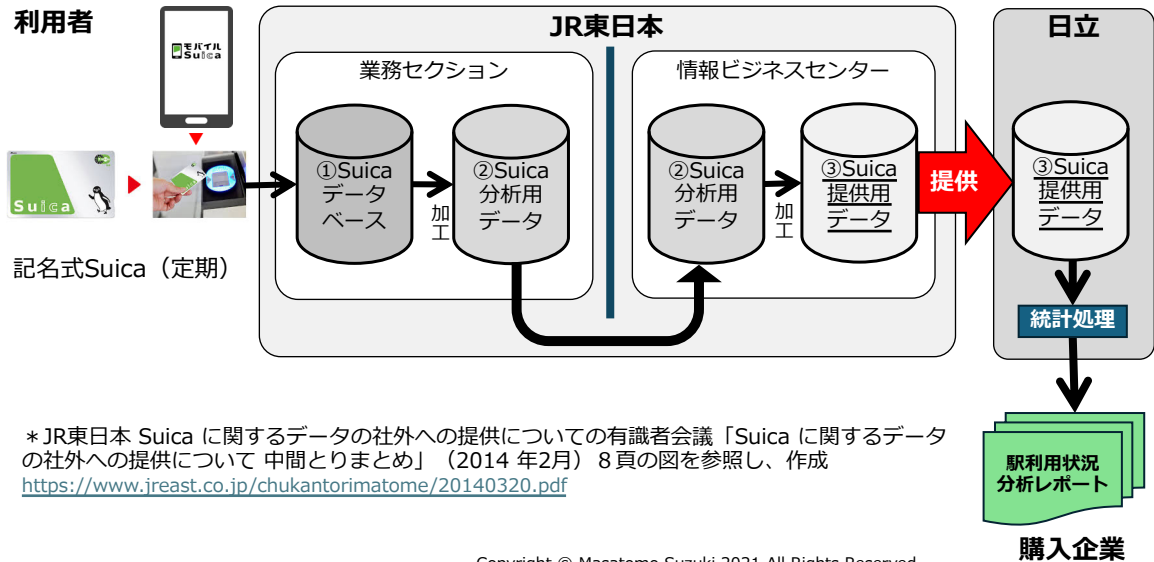
- ① 仮名化（「仮名加工情報」）＝匿名化（「匿名加工情報」）か？
- ② 「個人情報」の定義における「他の情報と容易に照合」とは？
→提供元基準説・データセット照合と提供先基準説・モザイクアプローチ照合
- ③ なぜ提供元基準なのか？（←法目的から導かれる）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

90

90

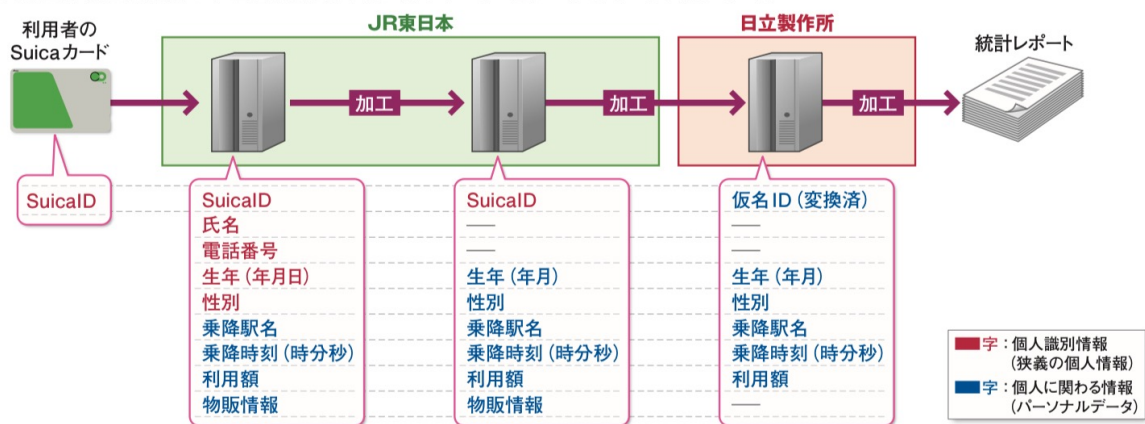
図 1 記名式Suica履歴データ販売事業の全体概要



91

図 3 ● JR東日本による Suica 乗降履歴の利活用スキーム

外部企業（日立製作所）に、匿名化処理を十分に施していない生データをそのまま渡していた



日経コンピュータ2013.10.17「Suica履歴販売の失策」28頁

92

図2 記名式Suicaデータベースから提供用データに至る加工遷移

①Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

加工

②Suica分析用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	○	○

加工

③Suica提供用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ							物販履歴データ
						入札データ			出札データ			利用額	
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	削除	削除	

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

93

93

JR東日本記名式Suica履歴データ事件の問題点

1. 経営部門

鉄道事業において、硬券や磁気券からICカード利用への転換を図り、それによって蓄積されるようになったトランザクション・データの二次利用を企画し、いわゆるビッグデータビジネスへの展開を模索したことは、日本の人口減少に伴って本業の売上げが伸び悩む構造においては正しい挑戦であり、時代に対応した経営判断であったと思われる。

2. 法務部門

(1) 統計量にアウトプットすることによって、個人情報保護法の適用（「個人データ」保護の問題）を回避しプライバシーインパクトを最小化できると解したことは正しかった。

(2) 契約構成を委託モデルではなく第三者提供モデルとしたことは、利用者本人に対する契約当事者及び個人情報取扱事業者（Controller）として問題があった。自ら統計化して提供（販売）すれば適法であった。もし専門の技術がない場合は、統計処理を委託することができたほか、マーケティング用データの販売ルートの開拓が困難な場合は、営業販売を委託することもできた。

(3) 仮名化によって、非個人情報化（匿名化）できると誤解したこと、容易照合性の解釈を提供元基準ではなく提供先基準を採用したことは問題であった。仮名化では依然として「個人データ」であり、個人情報保護法が適用される。したがって、本人同意またはオプトアウト手続のいずれかをせずに第三者提供したことは違法であった。

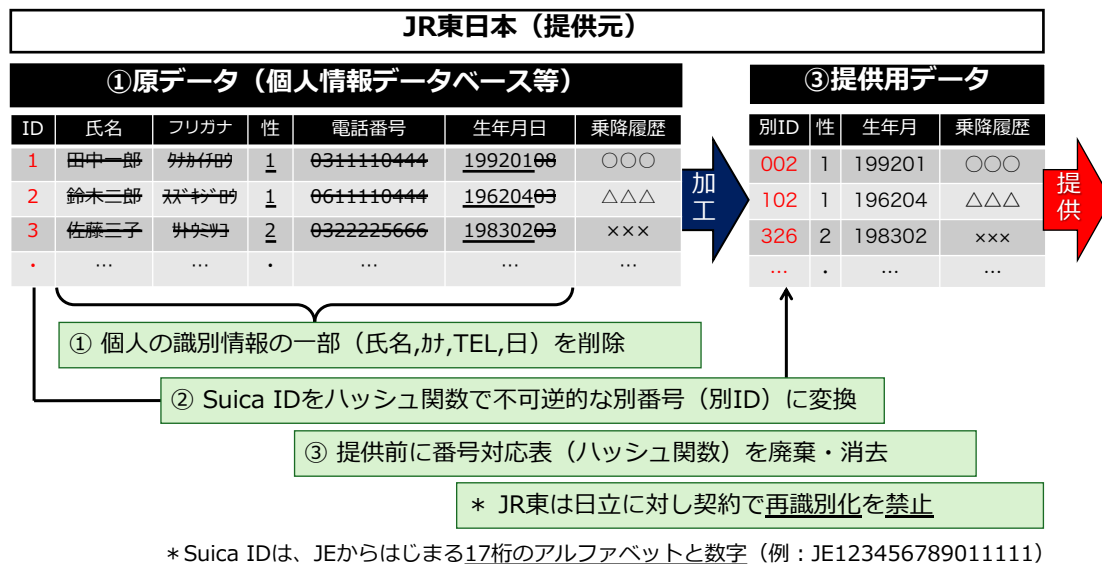
（この点を当時は、利用者への不安を惹起したこと、説明責任を果たしていなかったとして、法的責任ではなく道義的な問題又は解釈のグレーゾーンと理解したことは、JR東及び有識者委員会含めて問題であった。また、財界とメディアは適法意見が多数を占め道義的問題と理解した。）

Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

94

94

図3 記名式Suicaデータの匿名化の失敗例（仮名化した個人データ）

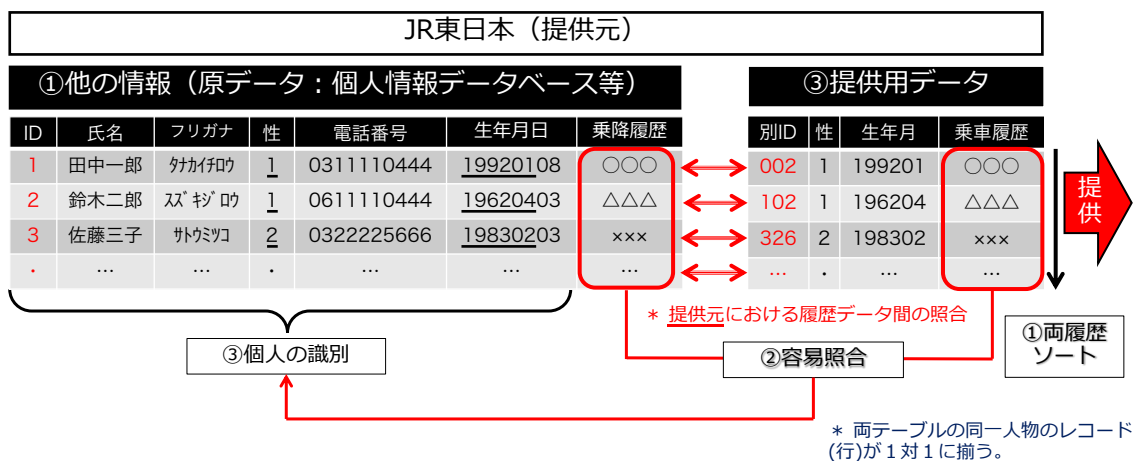


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

95

95

図4 記名式Suica履歴データ（処理情報）の容易照合による個人識別



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

96

96

図5 Suicaデータベースにおける乗降履歴データの識別機能

○ 乗降履歴のデータセット（推測）

回	入札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
1	0001	24	20130822072308	0005	08	20130822073525
2	0005	09	20130822084017	0122	12	20130822084848
3	0122	05	20130822161206	3029	01	20130822221551
・	・・・	・・・	・・・・・・・	・・・	・・・	・・・・・・・

- ① 同一Suicaで鉄道等を利用することにより、毎回上記のような履歴データが生成される（推測）。
 ＊記名式Suica（定期）は、本人確認を経て登録された同一の人物が所持し利用するもの。
- ② この履歴データが蓄積されるほどに、Suicaデータベースの全てのレコードは、それぞれがユニーク（悉皆的かつ唯一無二）な数値となる。要するに、乗降履歴データが、いわば個人識別子（ID）と同様の識別機能を有することになる（準識別子）。
 ＊例外は、登録購入したまま未使用の場合（履歴データが空白、本人への侵害もない）。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

97

97

民間部門（平成27年改正） **基本法**（令和3年改正）

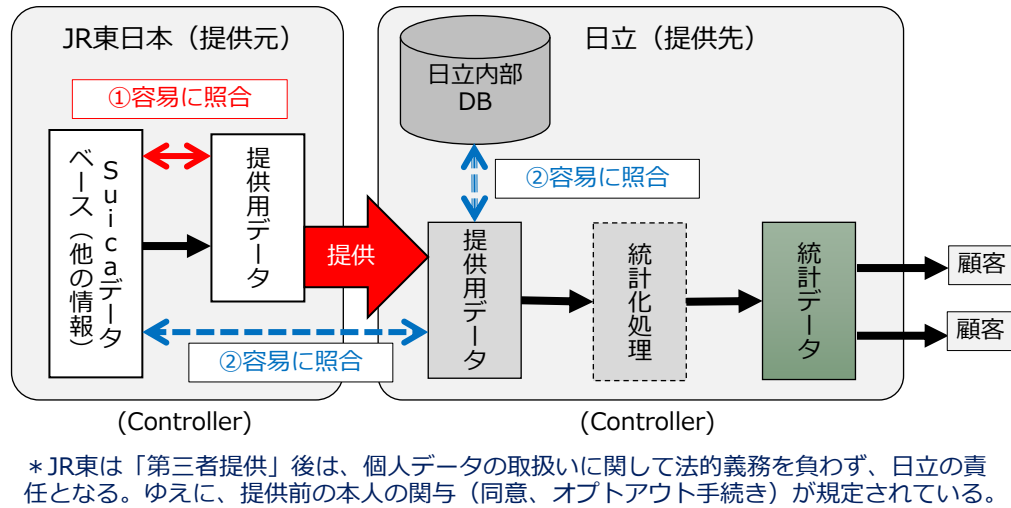
第2条（定義）：「個人情報」

- 1 この法律において「**個人情報**」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**
- 二 個人識別符号が含まれるもの

98

98

図6 記名式Suica履歴データ販売（第三者提供モデル）における
容易照合性：①提供元基準説と②提供先基準説

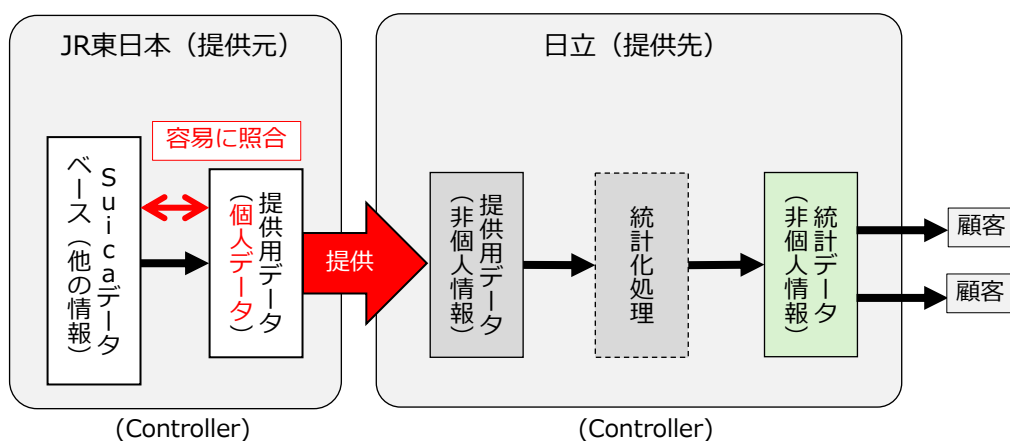


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

99

99

図7 記名式Suica履歴データの第三者提供モデル（無断提供は違法）

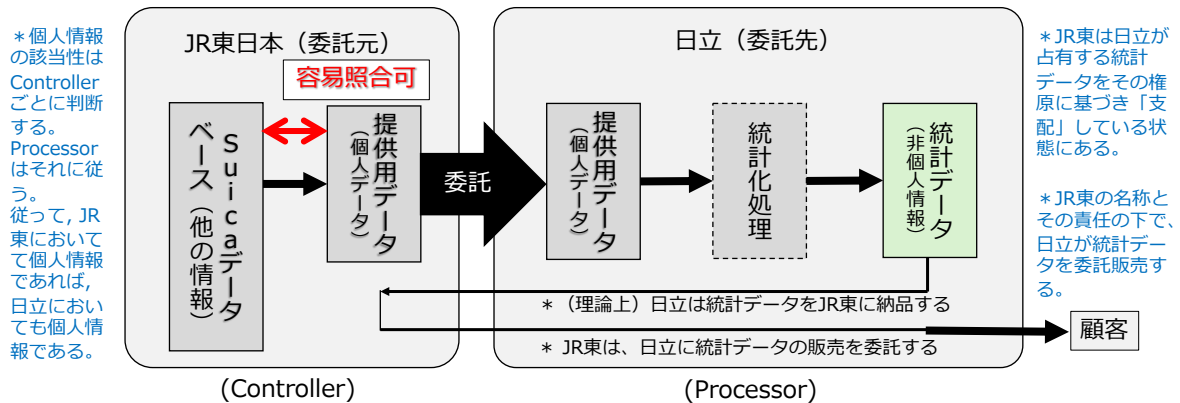


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

100

100

図8 記名式Suica履歴データの委託モデル（適法）



- ① 「委託」であれば、JR東は個人データを「委託先の監督」の下に本人同意なく日立に提供できる。
 - ② 統計化は「利用目的の制限」を受けずに処理できる。
 - ③ 統計化したデータは「個人データ」に該当せず自由に提供（販売、無償譲渡、公表）できる。
- ※ 統計データによっては個人を選別できず「個人の権利利益」を侵害しないからである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

101

101

図9 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗（当初の処理）

Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ								物販履歴データ
						入札データ			出札データ			鉄道利用額		
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻			
別ID	■	■	■	△	○	○	○	○	○	○	○	■	■	

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」＝個人情報

処理：「個人識別情報」だけをk-匿名化などの手法で非個人情報化すればよいと誤解した。

「その他の属性情報」

移動・購買等の履歴情報は、「個人識別情報」を匿名化すれば生データのまま第三者提供可能と誤解した。

- ※ この加工処理は「匿名加工」ではなく「仮名加工」といい、非個人情報化はできていない状態である。
- ※ 情報航海プロジェクトの個人情報活用策のアイデアの1つもこれであった。
- ※ その後のEUや米国の対応と乖離した発想であり、その後の十分性認定や日米欧DFFTの障害となる。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

102

102

図10 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗の原因

Suicaデータベース												
Suica ID	氏名	フリガ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						
						入札データ			出札データ			鉄道利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻	
別ID	■	■	■	▲	○	○	○	▲	○	○	▲	■

【当初の処理】
 認識：「個人識別情報」＝個人情報 「その他の属性情報」（移動履歴・購買履歴＝生データのまま）
 処理：匿名化の対象をここに限定 原DBに容易に照合できる個人識別性のあるデータ（＝準識別子）
 ＊文書における匿名化の影響 ＊電算処理情報においては履歴情報が識別機能を有することがある。

【本来の処理】
 認識：各レコードの全フィールドが属性データであり「個人に関する情報」（＝個人データ）である。
 処理：全フィールドを対象にして匿名化する必要がある（→「匿名加工情報」）
 ＊電算処理情報の場合は「個人識別情報」と「その他の属性情報」に区分する意味がない。
 ＊文書の場合は「個人識別情報」の全部又は一部を黒塗り・削除・置換で匿名（非個人情報）化できる。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved 103

103

5. 解決策

一 個人データ保護の「決定指向」 利益モデルを採用した立法

104

法1条の「個人の権利利益」とは何か、 理論的基礎を確立する。

1 個人データ保護の「決定指向」利益モデル

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保こそが、法が保護する「個人の権利利益」の中核的要素であり、個人データは、評価の目的に「関連する」情報のみから構成されなければならない（データ品質の「関連性」原則【⇒p4 ②】）。安全管理や提供制限などのルールは、それを確保するための手段。

2 自己情報コントロール権ではなく、情報的他律からの自由

財産権的モデルの本人同意原則から脱却し、「決定指向」利益モデルに原点回帰する。本人が自己の情報の流れを自己で決定することではなく、個人データ処理に基づく他者による評価・決定が本人の自己決定を阻害し得ることに対して本人が防御する権利であるということ。

理論に基づいた立法的解決へ。

3 「医療仮名加工情報」制度の創設

「統制された非選別利用」【⇒p10 ③】を前提に、医療分野に限定して、仮名加工情報の提供制限を緩和する。データによる個人の選別を伴わない「非選別利用」を条件とし、提供の範囲を限定する「統制」を法定することにより、個人の権利利益を害さない範囲で、医療分野での仮名加工情報を用いたデータ分析を促進する。

4 個人情報保護法、次の3年ごとに見直しに向けて

公的部門では「個人情報ファイル」、民間部門では「個人情報データベース等」（個人データ）を中心とした規律であることを再確認し、個人データ処理（特に「データによる個人の選別」を伴う処理）の適切性確保のため、OECD 8原則7が求めるデータ品質の「関連性」原則を保障する規律を個人情報保護法に組み込む。

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

個人情報とは何か。氏名が個人情報なのか。なぜ保護するのか。OECD ガイドラインが求めているから？ 諸外国でも立法されているから？ そうした疑問を抱くのは自然なことでしょう。個人情報保護法が保護するのは「個人の権利利益」（第1条）とされていますが、具体的に何のことなのかはあまり明確にされていません。

個人情報（個人データ）とは、氏名など個人を識別するための部分のことではなく、氏名などで検索される一つの「個人に関する情報」（レコード）全体のことを指します。そこには、個人の評価に使われる可能性のある、属性情報や履歴情報が含まれているのが一般的です。単なる氏名のリストであっても、それが「〇〇講演会参加者名簿」であれば、それぞれの個人のレコードに「〇〇講演会参加者」との属性情報が含まれているのと同じです。

個人情報保護法では、**公開情報も対象**とされています。プライバシーではないはずなのに、なぜ保護するのか。決まりごとだから？ じつは、この法律が保護する「個人の権利利益」とは、プライバシーも含まれてはいるものの、そこだけではなく、むしろそれ以外のところこそ本来の趣旨があるのです。

GLOCOM
提言4頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

107

107

Now
現状

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

1970 年代に欧米諸国から始まった個人データ保護法制は、コンピュータ処理によって顕在化し得る新たな個人への脅威に対処しようとするものでした。些細な情報でも、公開情報でも、個人の属性情報としてデータ化することで、個人に対する評価・決定に用いることができます。「〇〇講演会参加者」とのデータから人間性の傾向を推定され、統計的差別を受ける可能性があります。

OECD ガイドラインは、第2原則「データ品質の原則」8 の前段で、個人データは利用目的に対して「関連する」ものであるべきと規定しています。例えば、求職者の採用選考に際して「〇〇講演会参加者」か否かの情報を個人データ化することは、この原則に反することになります。日頃の生活の記録から算出したスコアに基づき、飛行機の予約を制限するといった個人に対する評価・決定を行うことも、典型的な違反です。

日本ではこの50年、そうした問題事例が顕在化しなかったことから、個人データ保護法制の本来の趣旨を理解する機会がなかったのかもしれませんが。それが近年、Web サイトのアクセス履歴から就職活動の動向を推測する問題事例が現れ、ようやく、「**関連性**」原則の重要性が理解されつつあります。

GLOCOM
提言4頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

108

108

「データによる個人の選別」とは、 個人に対する評価・決定の体系的実施。

「選別」とは、A グループとB グループに仕分けること。個人に対する評価・決定を体系的に実施すると、限られたデータによる画一的な判断をもたらす、「関連性」のないデータを用いると、統計的差別を生むことがあります。

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

109

109

用語解説

個人に対する評価・決定

各個人に対して当該個人の個人データを基に何らかの評価をして何らかの決定をすること。統計量への集計の過程で一時的に各個人の評価データが生成されるに過ぎない場合のように、データ上の評価のみ行なって個人に対する決定に用いない場合は、これに該当しません。

なお、ここでいう「決定」は、GDPR 22 条の「自動決定」（automated individual decision-making）とは異なるもので、評価結果から個人に対する「決定」の間に人の判断を挟む場合も該当しますし、「重大な影響を及ぼす」（significantly affects）場合に限られないものです。いかなる目的であれ、人をA グループとB グループに仕分けることが該当します。

GLOCOM
提言12頁

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

110

110

Then
課題

めざす未来と現行法のギャップ、どう解消する？

【問題】医療等データの分析のための二次利用ルール



Q1 統計量に集計して分析するだけでも本人同意が必要か？

A1 統制された非選別利用

GLOCOM
提言6頁

電子化が進む医療機関の診療録。多数の患者の診断データを取り寄せ、統計量に集計して分析することによって、新しい治療薬の開発や診断機器の開発などに役立てられると期待されています。しかし、医療機関から製薬会社や診断機器メーカーに診療データを提供することは、氏名を削除して処理するにしても、個人データの第三者提供に該当し、事前の同意がある患者のデータしか集計できないという課題があります。

個人データ保護法⁴の趣旨からすれば、統計量に集計して用いる二次利用⁴は、個人に対する評価・決定に用いるものではありませんので、それ自体が個人の権利利益を害することにはならず、本人の同意がなくても許されてよいことといえます。ただ、無制限にデータが転々流通するような事態は防止するべきですので、適切なルールが必要です。そこで、「統制された非選別利用」を前提とした「医療仮名加工情報」の制度の創設を提案します。

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

111

111

一般財団法人 情報法制研究所

JILIS

JILIS ジリスコンサルティング
CONSULTING

— 人間のすべての活動には
「情報」が介在している。

学政財官民を横断する情報交換と議論とネットワーキングの場を作りました！

112